

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 4 4
要 望 内 容	回 答		
八 災害に強く、安心して住み続けられるまちづくりを ◆災害に強いまちづくりを 2 4 4 「京都市建築物耐震改修促進計画」の 2 0 1 5 年度末、耐震化率 9 0 % を達成すること。京都型耐震リフォーム支援事業は予算と補助額を大幅に拡充すること。木造住宅及び京町家耐震改修支援事業など、他の耐震改修支援事業についても予算の拡充をはかること。	○ 京都市建築物耐震改修促進計画に基づき、平成 2 4 年度から平成 2 7 年度までの 4 年間を「耐震化重点期間」と位置付けて、市民、事業者、行政が一体となって住宅・建築物の耐震化に取り組んでいるところです。平成 2 6 年度においては、まちの匠の知恵をいかした京都型耐震リフォーム支援事業の運用改善や、耐震診断が義務化された不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震改修計画・耐震改修の補助制度を創設するなど、更なる取組の充実を図ったところです。計画の最終年度となる平成 2 7 年度についても、引き続き、市民の耐震化への取組を支援していきます。 ○ 今後も関係局の連携の下、京都市建築物耐震改修促進計画庁内連絡会議を定期的 に開催し、耐震化に関する認識及び課題の共有等を行うとともに、公民一体とな った耐震ネットワークによる市民等への普及啓発等の取組を強力に推進し、次期計画 を策定するなど、地震災害に強い安心安全なまちづくりに努めてまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・住宅の耐震化対策の強化 3 8 8 , 7 0 3 千円【充実】 ・分譲マンション耐震診断・耐震改修計画作成助成事業 1 0 , 0 0 0 千円、債務負担 ・特定既存耐震不適格建築物の耐震化対策事業 2 5 , 0 0 0 千円、債務負担 ・既存耐震不適格建築物の緊急耐震化対策 3 0 7 , 1 4 5 千円、債務負担 ・修学旅行生が利用するホテル、旅館の耐震化対策 2 3 , 0 0 0 千円、債務負担【充実】 ・次期京都市建築物耐震改修促進計画の策定 1 4 , 8 0 0 千円【充実】		

平成 2 7 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	2 4 5
要 望 内 容	回 答		
2 4 5 耐震化の必要な重要橋梁 9 2 橋の内，耐震改修の計画がない 3 0 橋については，早急に改修計画を立てること。9 2 橋以外の橋梁についても，耐震化と必要な老朽対策を早急に進めること。	○ 阪神・淡路大震災を契機に，平成 7 年度から緊急輸送道路上の 1 5 m 以上の橋りょう及び跨線・跨道橋 9 2 橋を都市防災上重要な橋りょうと位置付け，耐震補強工事を実施し，これまでに 4 0 橋が完了しております。 ○ 残る 5 2 橋のうち，他都市からの支援ルートとなる道路や市内幹線道路上の橋りょうなど 2 2 橋については，平成 2 3 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえ，平成 2 3 年 1 2 月に策定した「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」（第 1 期プログラム：平成 2 4 ～ 2 8 年度）に基づき，優先して耐震補強を進めているところです。残る 3 0 橋については，5 年ごとのプログラム見直し時に具体的な取組目標を定めてまいります。また，老朽化修繕については，早急に修繕を行う必要がある 3 7 橋を優先し，進めてまいります。 （平成 2 6 年度 2 月補正予算額） ・耐震補強 2 5 0，0 0 0 千円 （平成 2 7 年度予算額） ・耐震補強，老朽化修繕 4，0 8 7，3 2 2 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 2 3 年 1 2 月 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」の策定 平成 2 4 年度～ 「いのちを守る 橋りょう健全化プログラム」第 1 期プログラムの推進（平成 2 8 年度まで）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 4 6
要 望 内 容	回 答		
2 4 6 吊り天井については，国の改正された施行令に基づき，既存建築物についても早急に落下防止対策を指導し，改善すること。	○ 吊り天井に係る基準については，平成 2 5 年 7 月 1 2 日に公布された改正建築基準法施行規則によって明確化され，同規則が平成 2 6 年 4 月 1 日に施行されました。これに伴い，定期報告の際に，現行基準に基づく状況把握や指導を行うとともに，事故防止に係る周知啓発を行っているところです。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 4 7
要 望 内 容	回 答		
2 4 7 トンネルの安全対策については、点検・調査にもとづき、早期に改修を行うこと。点検を検証できる専門技術職員の育成や採用をすすめること。	○ 本市では、平成 2 4 年度に発生した笹子トンネルの事故を受け、市内全 1 8 トンネルのうち、平成 2 5 年 1 2 月に開通した京北トンネルを除く、1 7 トンネルの点検を実施しました。 ○ 平成 2 6 年度は、早急に修繕が必要な箇所について詳細設計を実施しております。また、点検・調査結果に基づく修繕計画を策定し、平成 2 7 年度から、この計画に基づいて、順次修繕工事等を実施してまいります。 ○ また、点検を検証できる技術職員を育成するため、平成 2 6 年度に近畿地方整備局主催研修へ職員を派遣しました。今後も、トンネルの点検・調査等に関する研修の実施及び業務を通じた技術的知見の継承により、職員の技術力の向上を図ってまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・トンネル点検 2 4 , 1 0 0 千円 ・詳細設計 1 3 , 5 0 0 千円 ・トンネル修繕工事 1 1 1 , 2 0 0 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 4 8
要 望 内 容	回 答		
2 4 8 液状化危険地域対策を早期に具体化すること。	○ 「京都市第 3 次地震被害想定（平成 1 5 年 1 0 月策定）」において、京滋の 8 つの活断層による内陸型地震や南海トラフ地震（当時は東南海・南海地震を想定）が発生した場合における京都市域の液状化危険度を一定の手法に基づき判定し、策定した 9 つの地震ごとの「液状化危険度分布図（市全域図）」を本市ホームページにおいて公開しております。 ○ また、都市計画法に基づく開発許可制度においては、現在、国において液状化に関する明確な許可基準等が示されていませんが、窓口での相談時等に、開発（予定）箇所が、「液状化危険度分布図（市全域図）」等で確認した液状化のおそれのある箇所である場合は、液状化対策について検討するよう、チラシなどにより指導に努めております。 ○ また、東日本大震災での課題を踏まえ、これまで進めてきた京都市の防災対策事業の成果と課題を検証し、今後の取組方向を明らかにするため、平成 2 3 年 6 月に設置した京都市防災対策総点検委員会の最終報告書において、本市域で液状化の危険度の高い地域等の調査・分析等の推進や、ライフライン対策などの効果的施策の検討・推進に今後取り組むべきとされており、検討を行ってまいります。 （経過・これまでの取組等） 平成 1 5 年 1 0 月 京都市第 3 次地震被害想定 of 策定 （液状化危険度分布図（市全域図）を策定） 平成 2 3 年 1 2 月 京都市防災対策総点検委員会の最終報告		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 4 9
要 望 内 容	回 答		
2 4 9 宅地の地すべり危険地域対策を一層強化すること。	○ 宅地の地すべり危険地域対策については、大規模盛土造成地対策として、第一次調査（盛土の位置及び箇所数を把握するための調査）の結果を踏まえ、大規模盛土造成地マップ及び解説リーフレットを作成・公表し、市民の皆様への周知に努めているところです。 ○ また、現在、第二次調査（現地調査・安定計算等）の実施計画及び想定される対策工事の概要について検討を進めており、併せて第二次調査の実施に必要な住民との合意形成手法について課題整理を行っております。 ○ 今後、他の自治体の状況を把握し、第二次調査以降の事業実施に伴う諸課題の整理と解決策を検討するなど、第二次調査の早期実施に向けた準備を行うとともに、国に対して事業実施に係る統一基準の策定を求めてまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・大規模盛土造成地調査 8 9 1 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 2 4 年 3 月 大規模盛土造成地第一次調査の着手 平成 2 5 年 1 月 調査結果を大規模盛土造成地マップとして公表 解説リーフレットの配布 5 月 第二次調査実施計画の策定作業に着手 平成 2 6 年 7 月～ 引き続き第二次調査実施計画の策定及び住民との合意形成に係る課題整理		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 0						
要 望 内 容	回 答								
2 5 0 既存の公園の防災機能を強化すること。	○ 既存の公園については、地域からの要望を踏まえ、かまどベンチ、防災ベンチ、マンホールトイレ等の防災設備を必要に応じて整備するなど、老朽化した公園の再整備と合わせて、災害時の避難場所として活用できるよう防災機能の強化を図っております。今後も、引き続き、災害時に備えて、防災機能の強化に努めてまいります。 (平成 2 7 年度予算額) ・ 公共施設整備費（再整備） 2 7 0 , 3 3 6 千円 (経過・これまでの取組等) <平成 1 8 年度以降に防災設備を整備した公園（平成 2 5 年度末まで）> <table><tr><td>かまどベンチ</td><td>2 8 公園（ 3 3 基）</td></tr><tr><td>防災ベンチ</td><td>5 公園（ 8 基）</td></tr><tr><td>マンホールトイレ</td><td>1 9 公園（ 7 3 基）</td></tr></table>			かまどベンチ	2 8 公園（ 3 3 基）	防災ベンチ	5 公園（ 8 基）	マンホールトイレ	1 9 公園（ 7 3 基）
かまどベンチ	2 8 公園（ 3 3 基）								
防災ベンチ	5 公園（ 8 基）								
マンホールトイレ	1 9 公園（ 7 3 基）								

平成 2 7 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	2 5 1
要 望 内 容	回 答		
2 5 1 元小・中学校の耐震化を早急に実施すること。統合対象校についても耐震化を実施すること。すべての高校の耐震改修計画を作成し早急に実施すること。非構造部材の総点検については早期に完了し、対策を講じること。	○ 学校統合等に伴う閉校施設の耐震化については、平成 2 5 年度までに実施している耐震診断の結果や学校跡地活用の進捗状況等を踏まえ、必要な対応を検討してまいります。 ○ 高校の耐震化については、「新しい工業高校」の整備を進めていく中で、引き続き、必要な対応を検討してまいります。 ○ 学校施設の天井や壁、照明器具などの非構造部材の耐震化については、教職員による日常的な点検や専門家による法定点検の結果を踏まえ、つり天井については平成 2 7 年度中に撤去するなど、耐震化を図る予定であり、今後とも、必要度・緊急度に応じて、限られた予算を効率的・計画的に執行する中で取り組んでまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・学校施設の非構造部材等耐震化推進事業 5 0 , 0 0 0 千円 ・つり天井脱落防止対策事業 5 9 1 , 3 0 0 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 2 5 年度 元立誠小・元有隣小・元安寧小の体育館・講堂に係る耐震補強設計を実施 平成 2 6 年度 活用の見込みがある施設（元春日小・元貞教小）以外の体育館・講堂について、非構造部材の専門家による点検を実施 平成 2 6 年 1 1 月 元聚楽小（全棟）の耐震補強工事完了		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 2
要 望 内 容	回 答		
2 5 2 「京都市水共生プラン」を条例化し、全庁的なとりくみを強めること。	○ 「京都市水共生プラン」の推進に向けた全庁的な取組としては、「京都市水共生プラン推進会議」を毎年度開催し、行動計画の策定及び本市公共事業における雨水流出抑制施設の整備促進を図っております。平成 2 3 年度からは、京都が水に関する市民意識の高いまちとなることを目指し、次世代を担う子供たちに、水共生学習会を開催しており、更なる啓発に努めております。 今後とも、全庁的な取組を進めるとともに、市民や事業者と連携しながら「京都市水共生プラン」の啓発・普及を図ってまいります。 ○ 「京都市水共生プラン」の条例化については、雨水流出抑制対策を進めるに当たって、市民や事業者との連携の在り方等の課題があるため、慎重に検討を進めてまいります。 （経過・これまでの取組等） 平成 1 6 年 3 月 「京都市水共生プラン」策定 平成 1 7 年 4 月 「京都市雨水流出抑制対策実施要綱・細目」施行 8 月 「京都市水共生プラン行動計画」策定（※以降毎年度策定） 1 0 月 「京都市雨水流出抑制施設設置技術基準」施行 平成 2 0 年 3 月 「京都市水共生プラン（概要版）リーフレット」発行 平成 2 3 年度～ 水共生学習会等を開催		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 3
要 望 内 容	回 答		
2 5 3 地下街，地下鉄および地下鉄駅への浸水対策を，全庁的体制で行うこと。	○ 地下街，地下鉄駅等の地下施設については，平成 2 5 年度の水防法改正により，これまでの避難確保計画の作成に加え，浸水防止計画の作成，自衛水防組織の設置及び訓練の実施が義務化されました。 そのため，該当する地下街等（ゼスト御池，ポルタ等の地下街及びそれに隣接する地階を有するビル，地階部分が地下通路で連結されているビル，地下鉄駅，自転車駐輪場等）の関係者に対する法改正等の趣旨説明を近畿地方整備局と合同で行い，浸水防止計画の作成，自衛水防組織の早期の設置，定期的な水防訓練の実施について要請を行いました。 ○ また，集中豪雨や台風等により浸水が発生するおそれのあるときは，多メディア一斉送信システムを活用して，固定電話，電子メール及びFAXで，気象警報，洪水予報及び避難情報を地下街等の関係者に伝達し，迅速な避難を促すなど，浸水時の被害を防ぐ対策を行っており，今後も継続してまいります。 ○ 地下鉄におきましては，浸水時の対応マニュアルとして，「大雨・洪水警報発表時の取扱い」等を定め，定期教育訓練において，土のうの取扱訓練を行うなど，駅係員が適切に対応できるよう努めております。 また，地下鉄各駅での浸水防止対策として，出入口を前面の歩道より高くするとともに，浸水が避けられなくなった場合は，各駅に備え付けている土のうを出入口に積むこととしているほか，出入口周辺の地形や出入口の構造によって，洪水時に水深が高くなると想定される六地蔵駅の全出入口並びに京都駅，石田駅及び太秦天神川駅の一部出入口には，浸水を防止するため止水板を設置しています。 さらに，平成 2 7 年度におきましては，ゲリラ豪雨等，昨今の想定を超えた災害の発生状況を踏まえ，河川に近接する三条京阪駅の全出入口（2箇所）についても，国の新たな補助制度を活用して止水板を設置し，浸水対策を強化いたします。 今後とも，地下鉄駅における浸水防止対策の在り方について，隣接する地下街等の施設管理者とも協議しながら検討してまいります。 （次ページに続く）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 3
要 望 内 容	回 答		
	○ 公共下水道事業については、浸水発生時に重大な被害が予想される地下街等において、雨水幹線等の整備により、重点的に浸水被害の最小化を図ってまいります。 (平成 2 7 年度予算額) ・ 三条京阪駅への止水板設置 1 1, 1 7 6 千円【新規】 ・ 公共下水道事業（浸水対策） 4, 2 0 9, 0 0 0 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 4
要 望 内 容	回 答		
2 5 4 消防職員 8 0 人の削減計画は撤回すること。	○ 本市は、市域が広大で、文化財や木造家屋が多いといった都市特性があり、この特性を踏まえた職員配置の経過から、本市の人口当たりの消防職員数が他の政令指定都市と比較して多い状況となっております。 年々増加する救急要請への対応や、近年の集中豪雨など、多様化する災害への対応が必要となる一方、耐火建物の増加や内装材の不燃化、住宅用火災警報器の普及など、火災を初期段階で覚知する頻度が増加していることから、火災をより早期に消火するための戦術の見直しに取り組んでいるところです。今後も、市民サービスや消防力を低下させないことを前提に、人員配置の効率化に努めてまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 5																				
要 望 内 容	回 答																						
2 5 5 消防車，消防職員，消防団など人員と装備の両面で増強すること。	○ 近年の水災害を教訓として，消防活動総合センター内に水災害対応訓練施設を設置するとともに，都市型水害対策車両を整備し，更なる水災害対応力の強化を図ってまいります。 ○ また，四条消防出張所を京都市立病院敷地内に移転整備して，高度救急救護車を配置するなど，集団救急事故や増加する救急需要に対応してまいります。 ○ 消防団については，消防団員募集ポスターやホームページによる情報発信に努めるほか，報酬制度の創設，消防団員が高等学校に出向いて消防団の活動体験を中心とした防災教育を行う「消防団防災ハイスクール」事業の開始，「消防団充実強化実行チーム」による取組等，様々な手法により団員確保に努めるとともに，消防団の活動に則した装備の増強に努めてまいります。 （平成 2 7 年度予算額） <table><tr><td>・水災害対策の充実強化</td><td>1 5 0， 5 0 0 千円【新規】</td></tr><tr><td>・四条消防出張所移転整備</td><td>6 8， 0 0 0 千円【新規】</td></tr><tr><td>・消防自動車整備</td><td>2 5 6， 5 0 0 千円</td></tr><tr><td>・消防救急無線デジタル化整備</td><td>8 2 5， 0 0 0 千円</td></tr><tr><td>・消防団報酬制度の創設</td><td>1 7 0， 0 0 0 千円【新規】</td></tr><tr><td>・消防団手当</td><td>1 6 2， 0 0 0 千円</td></tr><tr><td>・消防団管理</td><td>3 0 9， 4 0 0 千円</td></tr><tr><td>・消防団防災ハイスクール</td><td>1， 0 0 0 千円【新規】</td></tr><tr><td>・消防団 1 0 0 人委員会 U－ 3 5 の推進</td><td>1， 0 0 0 千円</td></tr><tr><td>・消防団車両装備</td><td>6， 5 0 0 千円</td></tr></table> （経過・これまでの取組等） ＜消防・救急体制＞ 平成 2 4 年 4 月 東寺消防出張所に救急隊を新たに配置 (次ページに続く)			・水災害対策の充実強化	1 5 0， 5 0 0 千円【新規】	・四条消防出張所移転整備	6 8， 0 0 0 千円【新規】	・消防自動車整備	2 5 6， 5 0 0 千円	・消防救急無線デジタル化整備	8 2 5， 0 0 0 千円	・消防団報酬制度の創設	1 7 0， 0 0 0 千円【新規】	・消防団手当	1 6 2， 0 0 0 千円	・消防団管理	3 0 9， 4 0 0 千円	・消防団防災ハイスクール	1， 0 0 0 千円【新規】	・消防団 1 0 0 人委員会 U－ 3 5 の推進	1， 0 0 0 千円	・消防団車両装備	6， 5 0 0 千円
・水災害対策の充実強化	1 5 0， 5 0 0 千円【新規】																						
・四条消防出張所移転整備	6 8， 0 0 0 千円【新規】																						
・消防自動車整備	2 5 6， 5 0 0 千円																						
・消防救急無線デジタル化整備	8 2 5， 0 0 0 千円																						
・消防団報酬制度の創設	1 7 0， 0 0 0 千円【新規】																						
・消防団手当	1 6 2， 0 0 0 千円																						
・消防団管理	3 0 9， 4 0 0 千円																						
・消防団防災ハイスクール	1， 0 0 0 千円【新規】																						
・消防団 1 0 0 人委員会 U－ 3 5 の推進	1， 0 0 0 千円																						
・消防団車両装備	6， 5 0 0 千円																						

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 5
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 4 年 1 1 月 上京消防署及び東山消防署に速消小型水槽車を新たに配置 平成 2 5 年 4 月 寺町消防出張所に救急隊を新たに配置 9 月 東寺消防出張所を京都駅八条口西側（京都駅西消防出張所）に移転 1 0 月 中京消防署，下京消防署及び右京消防署に速消小型水槽車を新たに配置 平成 2 6 年 4 月 京北消防ヘリポートの運用を開始 1 0 月 大塚消防出張所に救急隊を新たに配置 <消防団> 平成 2 4 年 1 2 月 全ての団本部及び分団にバルーン型照明設備を配置 平成 2 6 年 4 月 退職報償金の引上げ（一律 5 万円増） 消防団充実強化実行チームを結成 6 月 全団員へのライフジャケットの配備完了 1 0 月 広報チーム：消防団フェイスブックを開設 1 1 月 交流チーム：第 1 回京都市消防団フェスタを開催		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 6
要 望 内 容	回 答		
2 5 6 消防職員の休憩設備の充実など，労働条件の改善をはかること。	○ 消防職員の勤務環境については，仮眠室の個室化，複数便器を有する署所の便器の一部を洋式化，その他女性消防吏員用の浴室整備を完了しています。また，平成 2 6 年度から，便器が洋式化されていない消防出張所の便器について，順次洋式化を進めており，平成 2 7 年度も引き続き，消防職員の勤務環境の改善に努めてまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・消防署所整備 1 8 4，0 0 0 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 7
要 望 内 容	回 答		
2 5 7 消防団員の報酬制度導入にあたっては、団員の声を反映すること。処遇改善にいっそう努めること。また、水防団員の処遇改善をすすめること。	○ 平成 2 7 年度からの報酬制度導入については、予算編成前から消防団長会議，分団長会議等を通じてその内容に関する情報を消防団に提供し，丁寧に説明してまいりました。今後も消防団員の声を反映した処遇の改善に努めてまいります。 ○ 水防団について，本市では，近隣市町と一部事務組合を設立し，水防事業を実施しております。水防団員の出勤手当の引上げ等の処遇改善については，経済動向等を勘案し，検討してまいります。 なお，水防団員が水防活動に従事する際に必要な救命胴衣については，平成 2 5 年度に，全団員に対して配備を完了しました。 （平成 2 7 年度予算額） ・消防団報酬制度の創設 1 7 0，0 0 0 千円【新規】 ・消防団手当 1 6 2，0 0 0 千円 ・消防団退職報償金 9 3，1 2 6 千円 ・消防団給貸与品費 6 0，5 0 0 千円 ・消防団装備品整備 1 2，7 0 9 千円 ・水防事務組合負担金 1 4，7 6 9 千円 （経過・これまでの取組等） ＜消防団＞ - 平成 2 2 年度 半袖活動服及び新型防寒衣の導入 普通救命講習実施時の手当を新設 - 平成 2 4 年度 新型雨衣の導入 - 平成 2 6 年度 退職報償金の引上げ（一律 5 万円増） ライフジャケットの全消防団員への配備完了		

（次ページに続く）

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 7
要 望 内 容	回 答		
	<水防事務組合> 澱川右岸水防事務組合，桂川・小畑川水防事務組合においては，毎年3月に水防定例会（予算議会），5月に合同水防訓練，7月に水防協議会，11月に水防定例会（決算議会）及び水防研修会を実施しています。		

平成 2 7 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	2 5 8
要 望 内 容	回 答		
◆安心して住み続けられるまちづくりを 2 5 8 空き家対策については，地域や民間の協力を得つつも，行政が中心となった取り組みとすること。危険家屋の解体については，密集市街地対策に限定せず，補助制度を創設すること。	○ 本市では，空き家対策に取り組むうえでの方針を示した「総合的な空き家対策の取組方針」を平成 2 5 年 7 月に策定するとともに，平成 2 5 年 1 2 月には「京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例」を制定しました。 ○ 平成 2 6 年度は，同条例に基づき，「空き家の発生の予防」「活用・流通の促進」「適正管理」「跡地活用」の空き家対策を総合的に推進するため，庁内体制の整備を図るとともに，官民連携による総合的なコンサルティング体制の整備，商店街振興，観光振興，留学生や芸術家の住まい等のまち再生や地域活性化に資する空き家の活用を促進するための取組等を実施しています。 ○ また，地域の防災性の向上を図るため，密集市街地のほか細街路に面する老朽化した木造建築物を対象として，除却に対する補助制度を実施するなど，密集市街地・細街路対策と連携を図りながら，まち再生の取組を一体的に進めているところです。 ○ 平成 2 7 年度は，これまでの取組を着実に推進するとともに，より効果的な普及啓発の実施，事業者と投資家をインターネット上で結びつけ，多数の投資家から少額ずつ資金を集める「クラウドファンディング」の仕組みを活用した京町家の空き家活用事業に対する支援など，施策の更なる充実を図ってまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・空き家対策推進事業 1 7 0，2 5 0 千円【充実】 ＜内訳＞ 空き家に関する普及・啓発 官民連携による総合的なコンサルティング体制の整備 地域連携型空き家流通促進事業の拡充 （次ページに続く）		

平成 2 7 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	2 5 8
要 望 内 容	回 答		
	空き家活用促進制度の実施 （空き家の活用・流通支援等補助金，「空き家活用×まちづくり」モデル・プロジェクト事業，京町家まちづくりクラウドファンディング活用事業の実施） 条例に基づく指導・勧告・命令，緊急安全措置等の適正管理対策 （経過・これまでの取組等） ＜空き家対策の推進＞ 平成 2 4 年度 京都市空き家対策検討委員会での検討 平成 2 5 年 4 月 空き家対策推進プロジェクトチームの設置 7 月 「総合的な空き家対策の取組方針」の策定 平成 2 6 年 4 月 区役所に通報窓口を設置 地域の空き家相談員の登録（7 3 名） 6 月 空き家活用・流通支援等補助金の創設 7 月 京都市「空き家活用×まちづくり」モデル・プロジェクト補助金の創設 9 月 専門家派遣制度の実施 ＜条例に関する取組＞ 平成 2 5 年 7 月 「京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例（仮称）」骨子（案）に関する市民意見募集の実施 1 2 月 「京都市空き家の活用，適正管理等に関する条例」を制定 ＜地域連携型空き家流通促進事業に関する取組＞ 平成 2 2 年度 上京区春日学区，東山区六原学区で事業開始 平成 2 3 年度 北区紫野学区，上京区桃菌学区，西京区福西学区で事業開始 平成 2 4 年度 左京区大原学区，東山区栗田学区で事業開始 平成 2 5 年度 東山区今熊野学区，西京区洛西ニュータウン（新林・竹の里・境谷・福西学区）で事業開始 （次ページに続く）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 8
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 6 年 度 上京区成逸学区，左京区養徳学区，左京区久多地域， 中京区梅屋学区，中京区銅駝学区，中京区竹間学区， 中京区朱一学区，中京区朱三学区，東山区有済学区， 下京区有隣学区，下京区修徳学区，右京区京北地域 で事業開始		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 5 9
要 望 内 容	回 答		
2 5 9 市営住宅の新規建設を行うこと。民間住宅の借上げなど，都心部にも市営住宅を供給すること。既存住宅の建て替えにあたっては，管理戸数を減らさないこと。空き家整備をいっそう促進し，公募戸数を増やすこと。	○ 「京都市住宅マスタープラン」においては，公営住宅の管理戸数は現状程度に留めることとしています。 また，市営住宅を長く有効に活用するため，平成 2 3 年 2 月に策定した「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき，建替えは効率性や政策効果を総合的に勘案して最小限に抑えつつ，既存住棟の適切な維持管理と改善を進めてまいります。 ○ 市営住宅の空き家整備については，迅速かつ効率的な空き家整備を進め，今後とも，公募戸数の確保に努めてまいります。 (平成 2 6 年度 2 月補正予算額) ・市営住宅ストック総合活用事業 1 3 9 ， 0 0 0 千円 ・市営住宅管理運営 2 7 9 ， 0 0 0 千円 (平成 2 7 年度予算額) ・市営住宅ストック総合活用事業 2 ， 8 6 7 ， 5 1 7 千円 ・市営住宅管理運営 4 ， 1 7 9 ， 8 2 5 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 0
要 望 内 容	回 答		
2 6 0 耐用年数をこえた畳及び浴槽など修繕費が高額になる部分については、公私の負担区分を見直すこと。	○ 市営住宅の修繕負担区分については、京都市市営住宅条例により、構造上重要な部分や給水施設、排水施設、電気設備などの維持に要する部分は公費負担とし、住宅の使用に伴い傷んだ畳やガラスの取替えなどの修繕については入居者負担としております。なお、平成 2 5 年度から、入居者の負担軽減を図るため、設置後 1 0 年以上経過した風呂釜については、修繕負担区分を公費負担に見直したところです。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 1
要 望 内 容	回 答		
2 6 1 市営住宅の耐震改修を早急に進めること。市営住宅への浴室・エレベーター設置を独自の計画をもって早急にすすめること。その際、入居者の負担増にならないようにすること。また、高齢者向け住宅の改善を早急にすすめること。	○ 耐震改修や高齢者等対応住戸改善，浴室設置，エレベーター設置等の市営住宅の改善については，「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき進めています。 ○ また，耐震改修とエレベーター設置等を併せて実施するなど，入居者への負担の軽減等が見込める事業については，同時に実施します。なお，エレベーター設置等の改善事業を実施した場合には，国の通知で定められた算出方法に基づき，改善工事を実施した市営住宅の家賃が上昇することになります。 ○ 高齢者向けの住戸改善についても，高齢者等に適切な住環境を提供していくため，引き続き取組を進めてまいります。 （平成 2 6 年度 2 月補正予算額） ・市営住宅ストック総合活用事業 1 3 9， 0 0 0 千円 ・市営住宅管理運営 2 7 9， 0 0 0 千円 （平成 2 7 年度予算額） ・市営住宅ストック総合活用事業 2， 8 6 7， 5 1 7 千円 ・市営住宅管理運営 4， 1 7 9， 8 2 5 千円 （経過・これまでの取組等） <団地再生事業> ・鈴塚市営住宅 平成 2 5 年 1 2 月～平成 2 7 年 3 月 新棟増築工事 平成 2 6 年 7 月～平成 2 7 年 2 月 耐震改修実施設計（2，8，9 号棟） 平成 2 6 年 1 2 月～平成 2 7 年 3 月 1 号棟除却実施設計 (次ページに続く)		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 1
要 望 内 容	回 答		
	・ 八条市営住宅 平成 2 6 年 5 月～平成 2 7 年 3 月 耐震改修基本設計及び実施設計（1～3号棟，5～7号棟） ・ 楽只市営住宅 平成 2 6 年 7 月～平成 2 7 年 3 月 耐震改修，エレベーター設置，浴室設置基本設計及び実施設計（11，12号棟） 平成 2 6 年 8 月～平成 2 7 年 3 月 新棟基本計画 <改善事業> ・ 西野山市営住宅 平成 2 5 年 1 0 月～平成 2 7 年 6 月 耐震改修（1～12号棟），エレベーター設置（4号棟ほか5棟）実施設計及び工事 ・ 醍醐南市営住宅 平成 2 5 年 1 2 月～平成 2 6 年 1 0 月 耐震改修，エレベーター設置（1～12号棟）基本設計及び実施設計 ・ 檜原市営住宅 平成 2 5 年 1 2 月～平成 2 7 年 3 月 耐震改修，エレベーター設置（1～13号棟）基本設計及び実施設計 ・ 山ノ本市営住宅 平成 2 6 年 6 月～平成 2 7 年 3 月 浴室設置 平成 2 6 年 7 月～平成 2 7 年 2 月 耐震改修，エレベーター設置（1，2号棟）実施設計 <耐震診断及び概略補強設計> 平成 2 6 年 5 月～平成 2 7 年 3 月 ・ 下鳥羽市営住宅，岩本市営住宅，養正市営住宅，三条市営住宅，加賀屋敷市営住宅		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 2
要 望 内 容	回 答		
2 6 2 障害者向け住宅については、障害の状況に対応できる浴室への改善をはかること。	○ 障害のある方向けの市営住宅は、バリアフリーデザインに関する要綱や法律に定めのある建築設計標準に基づき、標準的なものを整備しており、入居者の身体機能上の制限など個別の実情に合わせたバリアフリー改善の工事については、入居者の負担により実施していただくこととしております。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 3
要 望 内 容	回 答		
2 6 3 エレベーターのない中層住棟入居者の低層への 住み替えについては、新たな敷金を求めないこと。	○ 市営住宅の住宅変更は、従前の住戸を明渡し、新たな住戸に入居していただく制度であり、敷金は住戸ごとに入居の際に負担していただくものであるため、住み替え前の住戸の敷金は精算し、新たな住戸の敷金の納付をお願いしております。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 4
要 望 内 容	回 答		
2 6 4 市営住宅の利便性係数の見直しにあたっては、 市民負担増とならないようにすること。	○ 今回の利便性係数の見直しは、市営住宅家賃の算定において、浴室設備の状況のみで住戸設備の水準を表している現在の方法が適当とは言えなくなってきたことや、立地利便の差が家賃に反映されにくいことにより、市営住宅の入居者間や入居者と非入居者間の公平性を損ねているため、その是正を図るために実施するものです。 なお、この見直しによって、結果的に家賃が上昇する世帯に対しては、5年間の激変緩和措置を設け、急激な負担増にならないよう、配慮しています。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 5														
要 望 内 容	回 答																
2 6 5 分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成制度の助成件数を増やすこと。分譲マンションの消火栓設備や給排水管等の改修に対する助成制度を創設すること。	○ 分譲マンション共用部分のバリアフリー化については、管理組合が自発的にバリアフリー改修を行うきっかけとなるよう、より一層の事業の周知を行うとともに、1 件当たりの申請額が上限に満たない場合に、予算の範囲内で弾力的に助成件数を増やすなど、より多くの管理組合が改修を行えるよう努めてまいります。 ○ 分譲マンションにおける屋内消火栓設備等の消防用設備や給排水管の改修については、所有者又は使用者で管理いただくことが原則となっているため、公平性の観点からも助成制度を創設することは困難と考えています。 なお、消防用設備の改修の必要性が認められる場合には、他の用途の施設と同様に、改修の必要性などが十分に理解されるよう管理組合等の関係者に対して説明するとともに、関係者の負担により改修されるよう指導を続けてまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・分譲マンション共用部分バリアフリー改修助成 7, 0 0 0 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 2 2 年 4 月 「分譲マンション共用部分バリアフリー改修補正制度」を創設 平成 2 3 年度 予算額を増額 <table><tr><td>平成 2 2 年度</td><td>3, 0 0 0 千円</td></tr><tr><td>平成 2 3 年度以降</td><td>7, 0 0 0 千円</td></tr></table> ＜助成件数＞ <table><tr><td>平成 2 2 年度</td><td>4 件</td></tr><tr><td>平成 2 3 年度</td><td>8 件</td></tr><tr><td>平成 2 4 年度</td><td>1 0 件</td></tr><tr><td>平成 2 5 年度</td><td>1 0 件</td></tr><tr><td>平成 2 6 年度</td><td>4 件（1 2 月末時点）</td></tr></table>			平成 2 2 年度	3, 0 0 0 千円	平成 2 3 年度以降	7, 0 0 0 千円	平成 2 2 年度	4 件	平成 2 3 年度	8 件	平成 2 4 年度	1 0 件	平成 2 5 年度	1 0 件	平成 2 6 年度	4 件（1 2 月末時点）
平成 2 2 年度	3, 0 0 0 千円																
平成 2 3 年度以降	7, 0 0 0 千円																
平成 2 2 年度	4 件																
平成 2 3 年度	8 件																
平成 2 4 年度	1 0 件																
平成 2 5 年度	1 0 件																
平成 2 6 年度	4 件（1 2 月末時点）																

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 6
要 望 内 容	回 答		
2 6 6 都市公園の整備目標（1 0 m ² ／人）の達成に向けて、緑化にとどまらず、公有地を活用するなど、公園の整備を促進すること。	○ 都市公園については、より一層の整備促進を図るため、既存の神社仏閣などの京都らしい緑の遺産の活用や、買収を伴わず柔軟に用地確保ができ、予算負担の軽減も図ることができる借地型による公園など、多様な整備方法を検討してまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 7
要 望 内 容	回 答		
2 6 7 外広告物対策については、ていねいに説明を行い、合意と納得を得ること。広告物・看板の付け替え・撤去についての助成制度を創設すること。手数料の負担軽減措置を講じること。	○ 屋外広告物の規制と指導に当たっては、市民・事業者の皆様に十分な説明と丁寧な助言を行い、皆様の理解をいただけるよう、努めてまいります。 ○ なお、基準に合致する広告物・看板への付け替えに対する新たな助成制度創設や許可申請手数料の負担軽減につきましては、これまで条例に基づき是正いただいた事業者の皆様との公平性の観点から困難であると考えております。 （平成 2 7 年度予算額） ・屋外広告物対策事業 3, 7 0 1 千円 ・屋外広告物適正化推進事業 2 0 8, 2 0 9 千円 （経過・これまでの取組等） ＜屋外広告物の取組について＞ 平成 1 9 年度～ 優良屋外広告物補助金制度の創設		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 8
要 望 内 容	回 答		
2 6 8 葬儀場建設による住環境への影響をふまえ、新たな立地規制や住民合意の形成に役立つ条例を制定すること。	○ 事業者に対しては、これまでから「京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱」に基づき、「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」で定める期間より早い段階から周辺住民に周知することや建築計画上の措置等を求め、指導しています。 これまでも、事業者の協力により要綱の内容が守られていることから、今後も、要綱による指導を継続してまいります。 （経過・これまでの取組等） 平成 1 7 年 8 月 「京都市葬祭場の建築等に関する指導要綱」の制定 平成 2 1 年 1 2 月 同要綱の改正（指導の対象となる規模要件の撤廃等）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 6 9
要 望 内 容	回 答		
2 6 9 まちづくり条例の見直しにあたっては、大型店出店を規制・抑制できるものに見直すこと。縦覧期間の延長，説明会の周知範囲の拡大，違反した時の罰則規定など，住民合意を得るために，実効あるものに見直すこと。住環境を守るため，住宅地に近接するパチンコ店建設を規制すること。	○ 「京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例（以下「まちづくり条例」という。）」は，商業調整を行うものではなく，開発事業の早期の段階から住民と開発事業者の意見調整を行うためのものであり，良好なまちづくりの更なる推進を図るため，京都市土地利用調整審査会における審議や市民意見募集の結果を踏まえながら，「対象建築物の拡充」，「審査機能の強化」及び「意見調整の仕組みの充実」を目的とした見直しを行いました。 ○ 平成 2 7 年 4 月からは，届出対象となる集客施設である建築物にぱちんこ店等を追加するなどの改正を行ったまちづくり条例を施行予定であり，その中で本市及び市民の意見を反映させるための手続等を充実させております。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 7 0
要 望 内 容	回 答		
2 7 0 キリンビール工場跡地へのイオンモール京都桂川店の開店や高層住宅の開発計画について、車の増加や、日照などの住環境、既存商店街への影響などについて調査を行い、必要な対策を行うこと。	○ 本市では、イオンモール京都桂川店の開店に係る影響について、周辺の主要な商店街などへの聞き取りを実施しており、その結果を踏まえながら、商店街等支援事業の支援メニューを活用することで、商店街の活性化を図ってまいります。 ○ 現在開発が行われている高層住宅は、向日市に位置しているため、向日市の条例に基づき、建築計画の説明、環境配慮、調整・調定等の対応が行われることとなりますが、その状況については、向日市と連携し、情報共有してまいります。 (平成 2 7 年度予算額) ・商店街等環境整備支援事業 3 4, 0 0 0 千円 ・商店街等競争力強化支援事業 1 7, 2 8 0 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 7 1
要 望 内 容	回 答		
2 7 1 新景観政策の尊重を求めた建築審査会の附言を重く受け止め、京都会館等における地区計画による高さ規制の緩和は撤回し、今後この手法を用いないこと。「山ノ内浄水場跡地活用方針」から、高さ規制緩和を削除すること。	○ 新景観政策については、実施当初から、地区計画を定めて高度地区の高さ規制を適用除外とし、弾力的な運用ができる仕組みを組み込んでおります。 ○ また、地区計画については、縦覧等の都市計画決定手続を踏んだうえで都市計画審議会の議を経て決定しているものであり、京都会館等における地区計画による高さの最高限度の設定は適正なものであると考えております。 ○ 山ノ内浄水場跡地活用については、平成 2 2 年 1 2 月に、大学を中核として複合的な機能の用途を図るなどの「京都市山ノ内浄水場跡地活用方針」を策定し、本市西部地域はもとより市全体の活性化に資する活用を図っていくこととしております。 ○ 活用方針においては、にぎわいを創出するとともに、緑豊かな潤いのある空間やオープンスペースを確保するため、この地域に相応しい都市計画条件として、用途地域を変更し、地区計画の策定によって、壁面の位置や建ぺい率の制限、建築物の高さの最高限度を見直すこととしており、今後も活用方針に基づき、必要な都市計画の変更等を行ってまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 7 2
要 望 内 容	回 答		
2 7 2 アスベスト対策については、解体にあたって周辺住民に周知し、安全対策を講じること。労災認定を抜本的に見直し、建設労働者や「一人親方」も含め、全ての健康被害者を対象にするよう国に求めること。	○ 建築物等の解体を行う場合は、法律により、当該建築物等におけるアスベストの使用の有無を事前に確認することが義務付けられており、吹付けアスベストやアスベストを含有する断熱材・保温材・耐火被覆材の使用が確認された場合は、法律に基づく届出が必要とされております。また、作業期間中は、見やすい箇所に、作業方法等を記載した掲示板を設けることや、除去を行う場所を他の場所から隔離し、作業場の出入口に前室を設けるなどの安全対策を講じることが義務付けられております。 ○ アスベストの健康被害については、過去も含め石綿の製造等に従事されたことのある従業者等に対する健康診断、健康管理手帳、労災補償等の問い合わせ受付、相談が各労働局等で実施されているほか、平成 2 2 年 7 月の石綿健康被害救済一部改正により、救済給付の対象となる疾病が拡大されております。今後とも、国の動向を注視してまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 7 3
要 望 内 容	回 答		
2 7 3 簡易宿所（ゲストハウス）については、管理責任を明確にし、日常的に連絡・対応できるようにすること。	○ 簡易宿所営業については、京都市旅館業法に基づく衛生に必要な構造設備の基準等に関する条例等に基づき、玄関帳場の設置又は従業員の常時待機を義務付けています。 ○ いわゆる「京町家の一棟貸し」については、玄関帳場の設置義務を緩和していますが、対面での鍵の受渡し、営業者等の連絡先の明示、緊急時の対応等を義務付けており、引き続き、これらの遵守について、徹底してまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・営業関係（環境） 3，9 8 0 千円 （経過・これまでの取組等） 昭和 2 5 年 4 月 事業開始（継続中） ・事業開始以降，毎年度，旅館業法等に基づく許可業務，各種届出書類の受理及び関係施設の監視指導を行っている。 平成 2 5 年度 旅館業法事業実績 施設数 1，0 1 0 件 監視件数 1，3 8 3 件		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 7 4
要 望 内 容	回 答		
◆上下水道事業の充実を 2 7 4 上下水道事業は公営を堅持し，安くて安全な水道水を供給すること。	○ 「京（みやこ）の水ビジョン」をはじめとする上下水道事業の経営戦略に基づき，これまでから地方公営企業として効率的な経営を行い，財政の健全化を進めております。今後も公営を堅持し，安全・安心で低廉な水道水の安定的な供給に努めてまいります。 （経過・これまでの取組等） 平成 1 9 年 1 2 月 「京（みやこ）の水ビジョン」策定 「京都市上下水道事業 中期経営プラン（2 0 0 8－2 0 1 2）」策定 平成 2 1 年 3 月 「京都市上下水道局 企業改革プログラム」策定 平成 2 5 年 3 月 「京都市上下水道事業 中期経営プラン（2 0 1 3－2 0 1 7）」策定		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 7 5
要 望 内 容	回 答		
2 7 5 水道料金を値下げすること。	○ 現在の上下水道料金は、今後の更なる経営の効率化を行ったうえで、水道事業・下水道事業それぞれの累積収支の均衡を図り、そのうえで、水道管路の改築更新の拡大など持続可能な事業運営を確保するための料金水準を設定したものです。 また、料金体系・料金収納サービスについては、今日の社会状況に対応していくものであり、世代間の負担の公平も含めて、市民・事業者の皆様に、適正に、幅広く御負担いただける制度であることから、値下げを行う考えはございません。 (経過・これまでの取組等) 平成 1 9 年 1 2 月 「京（みやこ）の水ビジョン」策定 「京都市上下水道事業 中期経営プラン（2008－2012）」策定 平成 2 1 年 3 月 「京都市上下水道局 企業改革プログラム」策定 平成 2 3 年 9 月 京都市上下水道料金制度審議委員会の設置・審議の開始 平成 2 4 年 1 2 月 同委員会から意見書の提出 平成 2 5 年 3 月 「京都市上下水道事業 中期経営プラン（2013－2017）」策定 8 月 上下水道料金改定（平成 2 5 年 1 0 月 1 日検針分から適用）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 7 6
要 望 内 容	回 答		
2 7 6 「資産維持費」を水道料金の原価に算入しないこと。	○ 資産維持費の水道料金への算入については、上下水道料金の改定において、財政収支の見通しを踏まえ、水道管更新のスピードアップのための財源として新たに導入したものであり、将来世代に負担を先送りせず、持続可能な事業運営を確保するために必要と考えています。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 7 7
要 望 内 容	回 答		
2 7 7 料金滞納者については、親切・ていねいな対応を行うとともに、保健福祉局との連携をさらに強めること。機械的な停水措置は採らないこと。	○ 水道料金等の滞納がある市民については、督促状を送付するだけでなく、徴収委託業者の訪問による支払督促を行っております。徴収委託業者の訪問後も支払いがない場合には、職員が訪問し督促及び給水停止の予告を行い、さらにその後も面談を重ねることとしております。その中で分割納付等の支払い方法を含めて、相談を受け付けるなど丁寧な対応に努めており、機械的な給水停止は行っておりません。 ○ 真に生活に困窮している市民には、福祉事務所の紹介やケースワーカーを交えた協議を行うなど、それぞれの世帯の生活実態に応じた、丁寧な相談と対応を行っております。 ○ また、生活困窮者等への理解を深めるため、平成 2 1 年度から保健福祉局の職員を講師に迎え、生活困窮者を取り巻く社会情勢や生活保護世帯等への対応等に関する研修や意見交換会を開催するなど、保健福祉局と上下水道局が連携を深めているところです。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 7 8
要 望 内 容	回 答		
2 7 8 上下水道事業の建設改良事業については，市民に情報を十分公開し，必要性和財政面から厳密に検討・見直しを行い，過大とならないようにすること。	○ 上下水道事業の配水管及び管きょ等の整備に当たっては，事業の内容や進捗状況等についてホームページ上で公開するなど，市民への情報提供に取り組んでおります。 今後とも本市の厳しい財政状況を踏まえ，事業の必要性等を十分検討し，事業を推進してまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 7 9
要 望 内 容	回 答		
2 7 9 営業所の再編にあたっては、市民サービスの後退にならないようにすること。	○ 「京（みやこ）の水ビジョン」の後期5箇年の実施計画である「京都市上下水道事業 中期経営プラン（2 0 1 3 - 2 0 1 7）」においては、現在9箇所の営業所を5箇所に、更に平成3 0年度以降に4箇所に再編し、市内東西南北にバランス良く配置する計画としております。そのうえで、区役所等との連絡・連携を密に図り、直接の応対が必要なお客さまについては、営業所職員が速やかに現地へ出動するなど、これまで以上にきめ細やかな対応を実施してまいります。 ○ 今後とも営業所は、地域から信頼される上下水道の総合窓口と防災拠点としての両輪の役割を果たしていくことで、市民の皆さまの安全・安心な暮らしを支えるとともに、更なるお客さまサービスの向上に努めてまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 8 0
要 望 内 容	回 答		
2 8 0 鉛管の取替えを計画通りに完了させること。そのため国の補助制度の改善を求めること。宅地内の鉛管取替え補助制度の周知徹底をはかり、限度額を引き上げること。	○ 鉛製給水管の取替えについては、「京（みやこ）の水ビジョン」において、平成 2 9 年度末までに道路部分の鉛製給水管を全て解消することを目標に起債を利用し、単独取替事業による取組を推進しております。 ○ 国に対しては、鉛製給水管の早期解消を促進するための財政支援制度の創設を引き続き求めてまいります。 ○ 鉛製給水管取替工事助成金制度については、利用の促進を図るため、「鉛製給水管ご使用のお知らせ」の発送や、市民しんぶん、ホームページへの掲載などにより周知するとともに、市民への戸別訪問による啓発を行っております。 ○ 平成 2 7 年度においても、助成金制度の対象となる市民に対して、制度利用勧奨のはがきを送付するとともに、新たに開栓された方に対する戸別訪問を実施してまいります。 ○ 助成額については、同様の制度を実施している他都市と比べても、ほぼ同程度の金額となっていることから限度額の引き上げは、考えておりません。 （平成 2 7 年度予算額） ・鉛製給水管単独取替事業 3, 0 9 0, 0 0 0 千円 ・鉛製給水管取替工事助成金 3, 5 0 0 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 1 9 年 1 2 月 「京（みやこ）の水ビジョン」の策定 平成 2 1 年度 起債を利用し、鉛製給水管単独取替事業を 9, 0 0 0 件まで拡大（平成 2 0 年度 2, 0 0 0 件） 平成 2 2 年度～ 鉛製給水管単独取替事業を 1 2, 0 0 0 件に拡大 平成 2 4 年度～ 鉛製給水管単独取替事業を 1 2, 6 0 0 件に拡大		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 8 1
要 望 内 容	回 答		
2 8 1 地 域，簡 易 水 道 へ の 国 庫 補 助 制 度 の 存 続 を 国 に 求 め る 事 項。	○ 大 原 地 域 及 び 京 北 地 域 の 簡 易 水 道 施 設 の 再 整 備 に 当 た っ て は，財 政 支 援 が 不 可 欠 で あ り，引 き 続 き 国 に 対 し て 簡 易 水 道 等 施 設 整 備 費 へ の 国 庫 補 助 制 度 の 存 続 を 求 め て ま い り ま す。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 8 2
要 望 内 容	回 答		
2 8 2 水道事業への統合にあたっては、高額の住民負担が伴わないようにすること。	○ 簡易水道事業の住民負担については、現在、一般会計から多額の繰出しを行うことで軽減を図っております。平成 2 8 年度末の水道事業への統合に向けて、負担の在り方を検討してまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 8 3
要 望 内 容	回 答		
2 8 3 雨水貯留設備及び雨水浸透ます助成制度の拡充を図り普及に努めること。	○ 雨水貯留施設設置助成金制度については、平成 2 2 年度から予算の増額、助成対象枠の拡大を行い、制度の P R 等が効果を発揮し、毎年多くの市民の皆さまに御利用いただいています。 ○ 雨水浸透ます設置助成金制度については、平成 2 3 年度に設置助成金制度を設け、雨水浸透ますの普及促進に努めています。これまでから様々な機会を捉えて制度を P R するとともに、利用しやすい助成制度となるよう改正を行っています。 ○ 今後とも、制度の P R 等に努めるとともに、更に利用しやすい制度となるよう助成対象の拡大や助成金の増額等を行い、雨水浸透ます等の普及を更に促進します。 (平成 2 7 年度予算額) ・雨水貯留施設設置助成金制度 3, 0 0 0 千円 ・雨水浸透ます設置助成金制度 9, 0 0 0 千円 (経過・これまでの取組等) 平成 2 1 年 「雨水貯留施設設置助成金制度」を引き続き「新世代下水道事業」として実施できるように国と協議 平成 2 2 年 国と協議を行った結果、平成 2 6 年度までの延伸が承認されたため、引き続き事業を継続 助成対象の雨水貯留施設の容量を 1 0 0 リットルから 5 0 0 リットルとしていたが、8 0 リットル以上とした。 平成 2 3 年 国土交通省の「社会資本総合整備計画」の「効果促進事業」の 1 つとして、「雨水浸透ます設置助成金制度」を開始 平成 2 5 年 雨水浸透ます 1 基あたりの助成額を増額（1 万円から 2 万 5 千円） 助成の限度額を増額（3 万 5 千円から 1 0 万円） 平成 2 6 年 助成対象外としていた開発行為により設置された雨水浸透ますも助成対象とする。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 8 4
要 望 内 容	回 答		
2 8 4 側溝の浚せつや整備を日常的に行い、「雨に強いまちづくり」との連携をはかり、雨水被害を防ぐこと。	○ 側溝のしゅんせつや整備については、限られた予算の中で計画的に行うとともに、地元からの情報や巡視・点検調査により、早急に点検が必要であると判明した箇所については、緊急的なしゅんせつや整備を実施し、引き続き「雨に強いまちづくり」の実現に向け、関係部局と連携して浸水被害防止に努めてまいります。 (平成 2 7 年度予算額) ・ 公共下水道事業（排水路清掃） 1 0 2, 0 0 0 千円 ・ 公共下水道事業（排水路整備） 1 7 1, 0 0 0 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 8 5
要 望 内 容	回 答		
2 8 5 私道内下水道整備に関する規定を見直し，私道内の公共下水道及び共同排水設備更新に必要な助成を行うこと。	○ 私道内に埋設されている公共下水道管については本市が維持管理及び更新を行っています。今後，本市が維持管理していない私道等に埋設されている私有の排水設備については，現地調査委託を行い施設情報収集に努めてまいります。		

平成 2 7 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	2 8 6
要 望 内 容	回 答		
九 市民の交通権を保障する総合的な交通体系の確立を ◆公共交通を軸とした交通体系で市民の足を守ること 2 8 6 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進にあたっては、実効ある取り組みとすること。 ・車の総量規制を軸とすること。自動車分担率を 2 0 % 以下に引き下げる計画を具体化すること。 ・観光地の交通対策、パーク・アンド・ライドなどマイカーの流入抑制の取り組みをいっそう強化すること。 ・新しい公共交通システム（L R T，B R T）などを具体化すること。	○ 本市では脱「クルマ中心」社会の形成を目指し、平成 2 2 年 1 月に策定した「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、既存公共交通の利便性向上、歩く魅力を味わえる歩行者優先のまちづくり、過度な「クルマ」利用から「歩くこと」を大切にするライフスタイルへの転換を施策の柱とし、8 8 の実施プロジェクトを定め取り組んでおります。引き続き、こうした取組の充実を図ることにより人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に全力を傾注してまいります。 ○ 自動車の流入抑制については、紅葉シーズン最盛期に、観光地交通対策として、パークアンドライドに取り組んでおります。平成 1 4 年度に 5 箇所約 1，7 0 0 台の駐車場を確保してスタートし、毎年充実を図りながら、平成 2 6 年度には 5 4 箇所約 6，3 0 0 台まで拡大しました。 そのほか、嵐山地区（渡月橋周辺）と東山地区（五条坂・東福寺周辺）での交通の円滑化と安全快適な歩行者空間を創出するため、京都府警察等関係機関との連携の下、臨時交通規制や市営観光駐車場の自家用車駐車不可等の交通対策に取り組んでいるところであり、今後も、これらの観光地交通対策を積極的に進めてまいります。 ○ また、新たな公共交通システムについては、「歩くまち・京都」総合交通戦略の中で、L R T（次世代型路面電車）や B R T（高機能バスシステム）を公共交通の更なる利便性向上とまちの活性化を図る新たな公共交通システムと位置付け、検討することとしております。 平成 2 6 年度は、京都のまちの活力を高める公共交通検討会議を開催し、まちの活性化、人口減少・少子高齢化の克服、環境負荷の低減、自動車交通からの転換促進等の視点から、1 0 年後のあるべき公共交通の姿について検討を行っております。平成 2 7 年度は、引き続きこの会議の中で、今後 1 0 年間で特に重点をおいて取組むべき施策の洗い出しと具体化の検討を行うとともに、既存公共交通の充実と （次ページに続く）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答				NO.	2 8 6																														
要 望 内 容		回 答																																	
		併せて、L R TやB R T等の新たな公共交通につきましても検討を行ってまいります。 (平成 2 7 年 度 予 算 額) ・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 6 , 0 2 0 千円 ・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦） 3 5 , 0 2 7 千円【充実】 ・京都のまちの活力を高める公共交通の検討 5 , 0 0 0 千円 (経過・これまでの取組等) 平成 2 6 年 度 京都のまちの活力を高める公共交通検討会議の開催 ＜駐車可能台数の推移＞ (単位：台) <table><tr><th>年度</th><th>平成22年度</th><th>平成23年度</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th><th>平成26年度</th></tr><tr><td>臨時</td><td>620</td><td>760</td><td>542</td><td>772</td><td>1,042</td></tr><tr><td>通年(市内)</td><td>1,171</td><td>1,242</td><td>1,543</td><td>1,542</td><td>1,595</td></tr><tr><td>通年(市外)</td><td>1,786</td><td>2,760</td><td>3,599</td><td>3,625</td><td>3,650</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,577</td><td>4,762</td><td>5,684</td><td>5,939</td><td>6,287</td></tr></table>				年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	臨時	620	760	542	772	1,042	通年(市内)	1,171	1,242	1,543	1,542	1,595	通年(市外)	1,786	2,760	3,599	3,625	3,650	合計	3,577	4,762	5,684	5,939	6,287
年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度																														
臨時	620	760	542	772	1,042																														
通年(市内)	1,171	1,242	1,543	1,542	1,595																														
通年(市外)	1,786	2,760	3,599	3,625	3,650																														
合計	3,577	4,762	5,684	5,939	6,287																														

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 8 7
要 望 内 容	回 答		
2 8 7 四条通の歩道拡幅・2車線化については、関係者との十分な合意形成をはかること。	○ 四条通歩道拡幅事業については、地元住民の皆様や商業者、関係事業者等で構成する「歩いて楽しいまちなか戦略」推進協議会での議論をはじめ、地元住民や関係団体の御協力の下、約8年の歳月をかけて協議を重ね、平成26年11月に工事着手いたしました。 ○ 引き続き、地元住民の皆様や関係団体等と緊密に協議を行い、十分な合意形成をはかりつつ、平成27年10月の完成に向けて鋭意工事を進めてまいります。 (平成27年度予算額) ・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進 65,000千円【充実】 (経過・これまでの取組等) ＜四条通の歩道拡幅と公共交通優先化＞ 平成17年12月 四条繁栄会商店街振興組合から、「心地よく歩ける四条通」の実現に向けた要望書提出 平成18年 5月 「歩いて楽しいまちなか戦略」推進協議会設置（平成27年2月までに計7回開催） 平成19年10月 四条通周辺で交通規制を伴う交通社会実験実施 平成20年 8月 「歩いて楽しいまちなか戦略」推進会議 物流ワーキンググループ設置（平成27年2月までに計9回開催） 平成22年11月 四条通の歩道拡幅と公共交通優先化に向けた四条通の交通社会実験実施（～平成23年3月） 平成23年 9月 四条通の都市計画に係る説明会を開催 12月 地元6学区への説明会を開催 平成24年 1月 都市計画決定 6月 「四条通エリアマネジメント会議」設置（平成27年2月までに計5回開催） 9月 地元2学区への説明会を開催 （次ページに続く）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 8 7
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 5 年 7 月 詳細設計に着手 平成 2 6 年 6 月 「四条通駐停車マネジメント部会」を設置（平成 2 7 年 2 月 までに計 3 回開催） 1 0 月 地元 6 学区及び関係団体への説明会を開催 1 1 月 四条通歩道拡幅工事着手		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 8 8
要 望 内 容	回 答		
2 8 8 東大路通の歩道拡幅・車線減少等の計画については、住民合意なしにすすめないこと。	○ 東大路通では、「歩いて楽しい東大路」の実現を目指して、歩行者が安心・安全で快適に通行することができるよう、車線の減少も含めた道路空間の再構成を検討しています。 平成 2 7 年度は、これまでの調査や設計を基に作成した「歩いて楽しい東大路」の実現に向けた整備計画（素案）について、地元住民や関係団体の皆様に説明を行い、御意見をしっかりと聴きながら事業を進めてまいります。 (平成 2 7 年度予算額) ・「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業 2 3, 3 0 0 千円 (経過・これまでの取組等) 平成 1 4 年 東山区の全学区から「区民、観光客が快適に利用できる東大路通の整備」が要望される（平成 2 6 年度まで継続して要望） 平成 2 1 年 2 月 東山区交通安全対策協議会から、「東大路通の車道幅員の見直しを含めた歩道拡幅と電線地中化事業の推進」の要望提出 平成 2 2 年 7 月 地元住民主体の「歩いて楽しい東大路をつくる会」を設置（平成 2 3 年 3 月まで計 3 回開催） 平成 2 3 年 2 月 ニュースレターによる地元周知（平成 2 3 年 7 月にも実施） 平成 2 4 年 3 月 「東大路通歩行空間創出推進会議」を設置（平成 2 6 年 1 1 月までに計 7 回開催） シンポジウム「歩いて楽しい東大路」を開催 5 月 「東大路通整備構想」（素案）に対するパブリックコメントの実施（～ 6 月） 8 月 「東大路通整備構想」の策定 1 2 月 交通調査の実施（東大路通沿道の交通調査） 平成 2 5 年 8 月～ 道路予備設計に着手 1 1 月 交通調査の実施（東大路通及びその周辺）（～ 1 2 月） 平成 2 6 年 7 月～ 交通解析に着手		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 8 9
要 望 内 容	回 答		
2 8 9 京 都 駅 南 口 駅 前 広 場 の 整 備 に あ た っ て は , 住 民 ・ 利 用 者 ・ 関 係 者 等 の 意 見 を 十 分 に 聞 き , 合 意 の も と で す す め る こ と 。	○ 京 都 駅 南 口 駅 前 広 場 の 整 備 に つ い て は , 平 成 2 6 年 度 は , 6 月 に 機 械 式 地 下 駐 輪 場 工 事 に 着 手 す る と と も に , 1 1 月 に は 駅 前 広 場 整 備 工 事 に 着 手 し て お り ま す 。 ○ 平 成 2 7 年 度 は , 引 き 続 き , 工 事 を 進 め る と と も に , 平 成 2 6 年 度 に 実 施 し た 実 験 結 果 を 基 に , 観 光 バ ス , タ ク シ ー の シ ョ ッ ト ガ ン 方 式 の シ ス テ ム 構 築 を 行 う な ど , 平 成 2 8 年 1 2 月 の 事 業 完 成 に 向 け , 周 辺 住 民 や 関 係 団 体 等 の 御 意 見 を 踏 ま え な が ら , 「 歩 く ま ち ・ 京 都 」 の 玄 関 口 と し て ふ さ わ し い 駅 前 広 場 と な る よ う 取 組 を 進 め て ま い り ま す 。 (平成 2 7 年 度 予 算 額) ・ 京 都 駅 南 口 駅 前 広 場 整 備 事 業 1 , 6 9 9 , 3 9 6 千 円 (経 過 ・ こ れ ま で の 取 組 等) 平成 2 2 年 4 月 第 1 回 市 民 意 見 募 集 (整 備 計 画 の 考 え 方 , イ メ ー ジ) 7 月 第 2 回 市 民 意 見 募 集 (施 設 配 置 案) 平成 2 3 年 3 月 「 京 都 駅 南 口 駅 前 広 場 整 備 計 画 」 の 策 定 平成 2 3 年 度 予 備 設 計 ・ 測 量 を 実 施 平成 2 4 年 7 月 法 定 説 明 会 の 開 催 (都 市 計 画 決 定) 8 月 公 聴 会 の 開 催 (都 市 計 画 決 定) 平成 2 5 年 4 月 都 市 計 画 審 議 会 で 計 画 承 認 5 月 都 市 計 画 決 定 7 月 事 業 認 可 取 得 平成 2 6 年 6 月 機 械 式 地 下 駐 輪 場 工 事 着 手 1 1 月 駅 前 広 場 工 事 着 手 平成 2 7 年 2 月 機 械 式 地 下 駐 輪 場 供 用 開 始		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 9 0
要 望 内 容	回 答		
2 9 0 小型循環バスの運行など，交通不便地域対策を 具体化すること。	○ 今後ますます高齢化が進展するなかで，公共交通の果たす役割は非常に大きいものがあります。とりわけ，交通不便地域における住民の皆様の足の確保については，重要な課題であると認識しております。 ○ 交通不便地域における交通手段の確保については，まちづくりや地域の活性化，福祉等の視点も踏まえ，地域の中で十分に御議論いただくことが重要であり，そうした地域の主体的な取組に，関係行政機関や交通事業者が呼応し，地域の需要や実情に合った交通手段の確保策を，地域の皆様とともに検討してまいります。		

平成 2 7 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	2 9 1
要 望 内 容	回 答		
2 9 1 交通バリアフリー構想の推進にあたっては「重点整備地区」の基本構想策定・具体化を急ぐとともに、「引き続き改善方策を検討する地区」のすみやかな解消に取り組むこと。	○ 平成 2 3 年度に策定した「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」において重点整備地区に位置付けている 1 0 地区（1 1 駅）については、地区ごとにバリアフリー化の概要を定める「移動等円滑化基本構想」を策定し、その後に地区内の道路や駅等のバリアフリー化整備を行うこととしています。 ○ 平成 2 5 年度までに 1 0 地区中 5 地区の「移動等円滑化基本構想」を策定済みであり、平成 2 6 年度は 4 地区について策定する予定です。 また、平成 2 5 年度に阪急大宮駅のバリアフリー化整備を完了し、現在 5 駅（ＪＲ太秦駅、ＪＲ藤森駅、京阪深草駅、阪急西院駅、京福西院駅）の整備に着手しています。 ○ 今後も、引き続き、国、京都府及び交通事業者と連携して着実にバリアフリー化を推進するとともに、「引き続き改善方策を検討する地区」についても交通事業者と検討を進めていきます。 （平成 2 7 年度予算額） ・駅等のバリアフリー化の推進 5 6 2，5 8 2 千円【充実】 （経過・これまでの取組等） 平成 1 4 年 1 0 月 平成 2 2 年度を目標年次とした「京都市交通バリアフリー全体構想」の策定（1 4 地区（2 5 駅）の重点整備地区の選定） 平成 1 5 年度 重点整備地区ごとに順次基本構想を策定（平成 2 0 年度に完了） 平成 2 2 年度 全体構想で選定した重点整備地区内の駅（2 5 駅）のバリアフリー化が完了 平成 2 4 年 3 月 平成 3 2 年度を目標年次とした「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」の策定（1 0 地区（1 1 駅）の重点整備地区の選定） （次ページに続く）		

平成 2 7 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	2 9 1
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 4 年度 太秦地区及び大宮地区の「バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定 平成 2 5 年度 J R 藤森地区、深草地区及び西院地区の「バリアフリー移動等円滑化基本構想」を策定 平成 2 6 年 6 月 阪急大宮駅（大宮地区）のバリアフリー化が完了 「阪急嵐山・松尾大社地区及び上桂地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」を設置（平成 2 6 年 1 1 月末までに 3 回開催） 「桃山地区バリアフリー移動等円滑化基本構想策定連絡会議」を設置（平成 2 6 年 1 1 月末までに 3 回開催） 1 1 月 （阪急嵐山・松尾大社地区、上桂地区、桃山地区）「バリアフリー移動等円滑化基本構想（素案）」に対するパブリックコメントの実施（1 2 月まで）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 9 2
要 望 内 容	回 答		
◆市民の足を守る市バス・地下鉄改善を 2 9 2 国に対して，市民の足を守るため次の点を求めること。 ・交通事業にかかわる規制緩和を撤回し，公共交通を守る法改正を行うこと。 ・市バス事業にたいする国の補助制度を確立すること。	○ 規制緩和の是非は国政における交通政策上の問題です。市バス事業は，市域のバス輸送の 8 5 パーセントを担っており，市内の民間バス事業者の理解と協力を求めながら，京都市民の足を守ってまいります。 ○ バス事業に対する国庫補助制度の要望については，これまでから，あらゆる機会を捉えて要望しており，今後も引き続き，補助制度の確立に向け国に働きかけてまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 9 3
要 望 内 容	回 答		
2 9 3 住民から要望のあるバス路線を確保し市民の足を守ること。	○ お客様からの市バス運行への御要望については、これまでから、区長懇談会等における地域の皆様からの御要望や、電話・メール等により交通局に直接いただく「お客様の声」、平成 2 4 年 6 月に実施したお客様アンケート調査など、様々な媒体を通して随時御意見を伺っており、その一つ一つに耳を傾け検討を行い、でき得るものは可能な限り各取組に反映させてまいりました。 ○ また、平成 2 6 年 3 月から実施している市バス新運転計画では、地域の皆様が主体となった、自家用車から公共交通への自発的な利用転換を図る「モビリティ・マネジメント」の取組により、市バス利用の機運が高まったことを受け、北区柵野地域及び伏見区久我・久我の杜・羽束師地域において、路線・ダイヤの拡充に向けた試験的運行を開始したところです。 ○ 今後とも、地域の皆様が主体となり実践する「モビリティ・マネジメント」に本市も協働して取り組み、市バスをより多くの方に御利用いただくことによって、更なる路線・ダイヤの拡充を目指してまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 9 5
要 望 内 容	回 答		
2 9 5 バス運転手の「若年嘱託制度」を廃止し，正職員とすること。	○ 若年嘱託制度については，運転技術やお客様接遇に優れた優秀な職員を確保するため，平成 1 2 年度から導入しているもので，平成 2 4 年 9 月からは，更なる事故防止とお客様接遇の向上に向け，仕事に対する責任感と取組意欲の更なる喚起を図るため，嘱託期間を 5 年から 4 年に短縮しました。 今後とも引き続き，若年嘱託制度により，優秀な職員の確保に努めてまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 9 6
要 望 内 容	回 答		
2 9 6 「管理の受委託」は撤回すること。委託先の労働者の労働条件・健康管理についても、交通局として責任を果たすこと。	○ 管理の受委託については、路線、運賃、ダイヤの決定に本市が責任を負いつつ、市バスの運行を民間バス事業者に委託することで、事業の効率化を図りながら市バスネットワークを維持するための手段と判断しております。 ○ 委託先の労働条件については、各社の責任の下、労働関係法令を遵守したうえで取り決められているところです。 (平成 2 7 年度予算額) ・ 管理の受委託 委託料 5, 3 0 2, 6 0 6 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 9 7
要 望 内 容	回 答		
2 9 7 公共交通優先の交通規制を府公安委員会と協議し、走行環境を改善すること。	○ 交通規制は京都府警察の所管事項であるため、京都府警察に対して、市バスの走行環境改善について、PTPS（公共車両優先システム）の設置拡大及びバス専用レーンの充実を強く要望してきたところであり、その効果的手法について、「京都府警察本部交通部と京都市交通局との公共交通機関走行環境改善研究委員会」で、京都府警察と共同して検討を進めております。また、平成 2 5 年度で市バス全車両への導入を完了したドライブレコーダーを活用し、関係機関とも連携して、バス専用レーンの徹底、違法駐停車の取締りに取り組んでまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・専用レーン啓発 1, 5 6 7 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 2 1 年 7 月、京都府知事と京都市長との懇談会において、PTPS（公共車両優先システム）の適用区間を従来の北大路バスターミナルから九条車庫までの区間 1 1. 5 k m に加え、北大路バスターミナルから京都市役所前までの区間 4. 6 k m にも拡大することで合意し、平成 2 2 年 3 月 2 9 日に運用開始。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 9 8
要 望 内 容	回 答		
2 9 8 生活支援路線への補助制度を維持すること。一般会計からの補助金を引き続いて確保すること。	○ 市バス事業では、平成 2 7 年度予算において、累積欠損金及び累積資金不足の解消に目途が付けられたため、平成 2 4 年 1 1 月に策定した「京都市交通局 市バス・地下鉄中期経営方針」に掲げた目標どおり、一般会計からの任意補助金である生活支援路線補助金に頼らない自立した経営を実現しました。 生活支援路線補助金を返上した後においても、市民生活に不可欠な市バス全路線 7 4 系統についてはしっかりと維持してまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	2 9 9																								
要 望 内 容	回 答																										
2 9 9 バス待ち環境の改善をいっそう進めること。	○ 本市では、これまでから、広告付き上屋の整備、バス接近表示器の設置推進、ベンチの増設、新たな発想による「バスの駅」の設置や、インターネットを活用することにより低廉化が実現したバス接近表示器の大幅増設など、様々な取組を積極的に進めているところです。平成 2 7 年度は「バスの駅」の設置の更なる推進をはじめ、更なるバス待ち環境の向上に向けて鋭意取り組んでまいります。 (平成 2 7 年度予算額) <table><tr><td>・バス接近表示器設置</td><td>7 3 , 7 6 4 千円</td></tr><tr><td>・バス停標識柱簡易ソーラー照明器具</td><td>1 , 2 3 4 千円</td></tr><tr><td>・「バスの駅」設置</td><td>3 0 , 0 0 0 千円</td></tr></table> <取組実績 平成 2 6 年 1 2 月末時点> <table><tr><th>項目</th><th>平成 2 6 年度</th><th>設置累計</th></tr><tr><td>広告付き上屋</td><td>2 2</td><td>1 2 3</td></tr><tr><td>バス接近表示器</td><td>3 4</td><td>3 3 7</td></tr><tr><td>ベンチ</td><td>1 7</td><td>8 2 1</td></tr><tr><td>簡易ソーラー式照明器具</td><td>-</td><td>3 0</td></tr><tr><td>「バスの駅」 (箇所)</td><td>8</td><td>8</td></tr></table>			・バス接近表示器設置	7 3 , 7 6 4 千円	・バス停標識柱簡易ソーラー照明器具	1 , 2 3 4 千円	・「バスの駅」設置	3 0 , 0 0 0 千円	項目	平成 2 6 年度	設置累計	広告付き上屋	2 2	1 2 3	バス接近表示器	3 4	3 3 7	ベンチ	1 7	8 2 1	簡易ソーラー式照明器具	-	3 0	「バスの駅」 (箇所)	8	8
・バス接近表示器設置	7 3 , 7 6 4 千円																										
・バス停標識柱簡易ソーラー照明器具	1 , 2 3 4 千円																										
・「バスの駅」設置	3 0 , 0 0 0 千円																										
項目	平成 2 6 年度	設置累計																									
広告付き上屋	2 2	1 2 3																									
バス接近表示器	3 4	3 3 7																									
ベンチ	1 7	8 2 1																									
簡易ソーラー式照明器具	-	3 0																									
「バスの駅」 (箇所)	8	8																									

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 0 0
要 望 内 容	回 答		
3 0 0 バスとバス，バスと地下鉄の乗り継ぎは無料にし，利便性の向上を図ること。回送バスを減らすこと。	○ 現在，トラフィカ京カード等の御利用により，市バスと市バスの乗継では 9 0 円，市バスと地下鉄の乗継では 6 0 円の乗継割引を行っています。乗継を無料とした場合，減収分を補うだけの収入の確保は難しく，経営に大きな影響を与えることから，実施は困難です。 ○ 回送バスは，市バス営業所から離れたバス停を出発地点とする系統のバス運行に必要不可欠なものであり，回送運行については最小限となるよう尽力しております。 引き続き，可能な限り回送バスの運行が少ない効率的な運営，営業化などについて研究を重ねてまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 0 1
要 望 内 容	回 答		
3 0 1 全ての地下鉄駅に駐輪場を整備すること。	○ 本市では、積極的に自転車等駐車場の整備を進めるとともに、民間自転車等駐車場の整備費用の一部を助成する「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」、道路占用制度を活用した路上駐輪場の整備により、民間事業者の自転車等駐車場整備の促進を図っております。 ○ これらの取組等により、ほぼ全ての地下鉄駅周辺に、一定数の駐輪場を確保できております。今後は、各地域の放置自転車の状況、駐輪需要を踏まえ、必要な駐輪スペースの確保に努めてまいります。 (平成 2 7 年度予算額) ・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度 2 8, 0 0 0 千円 (経過・これまでの取組等) 平成 2 1 年度 京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度の運用開始 改訂京都市自転車総合計画の策定 助成実績 1 0 件 (自転車 4 6 3 台, バイク 1 9 4 台分) (今出川駅ほか) 平成 2 1 ～ 2 2 年度 御池通まちかど駐輪場の整備 平成 2 2 年度 助成実績 6 件 (自転車 3 1 7 台, バイク 1 8 9 台分) (四条駅ほか) 平成 2 2 ～ 2 3 年度 二条駅まちかど駐輪場の整備 平成 2 3 年度 助成実績 1 1 件 (自転車 5 7 9 台, バイク 1 2 8 台分) (北大路駅ほか) 平成 2 4 年度 烏丸今出川路上駐輪場の整備 助成実績 9 件 (自転車 2 4 9 台, バイク 3 0 5 台分) (京都駅ほか) (次ページに続く)		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 0 1
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 5 年 度 助 成 実 績 1 0 件 (自 転 車 4 8 0 台, バ イ ク 1 1 3 台 分) (鞍 馬 口 駅 ほか) 平成 2 6 年 度 助 成 予 定 1 2 件 (自 転 車 6 3 0 台, バ イ ク 1 6 6 台 分) (丸 太 町 駅 ほか)		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 0 2
要 望 内 容	回 答		
3 0 2 点字ブロックの敷設や歩道の整備など，全バス停のバリアフリー化を全庁的支援のもとで促進すること。	○ 点字ブロックについては，道路管理者の協力の下，バス停留所 1， 6 0 1 箇所のうち 6 6 5 箇所（平成 2 6 年 1 2 月末現在）に敷設しております。今後も「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき，停留所施設を改良する時には，点字ブロックの敷設をはじめ，停留所のバリアフリー化の推進に取り組んでまいります。		

平成２７年度予算要望に対する回答		NO.	３０３
要 望 内 容	回 答		
３０３ 乗客代表，市民，学者，専門家，交通労働者，行政などによる開かれた恒常的な「京都市交通問題懇談会（仮称）」や行政区ごとの「交通懇談会」を設置し，市民参加の論議を行うこと。地域ごとの地域交通計画を策定すること。	○ 本市では，「歩くまち・京都」の実現のため，市民委員の皆様をはじめとして，学識経験者，有識者，経済団体，交通事業者，行政機関など幅広い委員に参画いただいている「歩くまち・京都」推進会議を開催し，「歩くまち・京都」総合交通戦略を推進しております。 ○ また，観光地交通対策や，駅等のバリアフリー化の推進，「歩いて楽しいまちなか戦略」などの実施プロジェクトごとに，市民をはじめ，関係団体，学識経験者，交通事業者などの参画による研究会や協議会を開催し，施策・事業に対する合意形成を図っており，今後とも，市民や関係団体をはじめ，多くの方々の御意見を踏まえ，交通政策に係る課題の解決に向けて取り組んでまいります。 （平成２７年度予算額） ・「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進 6, 0 2 0 千円 ・京都のまちの活力を高める公共交通の検討 5, 0 0 0 千円 ・「歩くまち・京都」公共交通ネットワークの連携強化 8, 2 2 0 千円 ・「スローライフ京都」大作戦^{プロジェクト}（モビリティ・マネジメントの推進） 2 2, 9 5 0 千円 ・「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進 6 5, 0 0 0 千円【充実】 ・観光地等交通対策（「歩いてこそ京都」魅力満喫大作戦） 3 5, 0 2 7 千円【充実】 ・「歩いて楽しい東大路」歩行空間創出事業 2 3, 3 0 0 千円 ・駅等のバリアフリー化の推進 5 6 2, 5 8 2 千円【充実】		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 0 4
要 望 内 容	回 答		
3 0 4 整備部門の民間委託を撤回し，人的，技術的強化を図るため，整備士の計画的採用・養成をすすめること。	○ 市バス，地下鉄の整備業務については，効率的な運営に留意しつつ，長年培ってきた技術と経験を引き継ぎ，安全運行のための適正な整備水準の確保や委託先への指導監督等の安全管理の徹底を図るため，今後も必要な体制を確保してまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 0 5
要 望 内 容	回 答		
十 生活道路優先の道路環境整備を 3 0 5 鴨川東岸線の塩小路から岸上橋間（第 3 工区）の道路整備計画は，撤回すること。	○ 鴨川東岸線は，鴨川左岸の出町柳から十条通間を結び，市域の南北を結ぶ幹線道路として重要な道路となっております。 現在，出町柳から塩小路通間については，整備が完了し，塩小路通以南の事業区間のうち，第 1 工区は完了しているものの，事業中の第 2 工区と未着手である第 3 工区が未整備であるため，道路ネットワークとしての機能が発揮できない状態となっております。 ○ そのため，第 2 工区については，平成 2 1 年 1 0 月から，橋りょう下部工工事及び九条跨線橋耐震補強工事を実施し，平成 2 6 年度は，引き続き，九条跨線橋耐震補強工事を実施しております。平成 2 7 年度は，橋りょうの上部工工事を実施し，早期の開通を目指してまいります。 ○ 第 3 工区については，京都高速道路（阪神高速京都 8 号線）へのアクセス向上を図るためにも，実施が必要と考えております。現在，「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画において，予算を効率的・効果的に配分するために道路事業の抜本の見直しを行い，原則，平成 2 7 年度まで事業推進を見送ることとしておりますが，今後も，路線の状況や本市の財政状況を勘案しつつ，道路整備の進め方を検討してまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・鴨川東岸線 4 0 1，8 2 0 千円 （経過・これまでの取組等） 第 1 工区 平成 5 年度～平成 2 1 年度 整備完了 第 2 工区 平成 9 年度～平成 2 1 年度 橋りょう下部工事着手 九条跨線橋耐震補強工事着手 平成 2 3 年度 橋りょう下部工工事完了 平成 2 6 年度 九条跨線橋耐震補強工事完了（予定）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 0 6
要 望 内 容	回 答		
3 0 6 国道 9 号 線「西立体交差事業」は，千代原口交差点の立体化のみにとどめ，国に見直しを求めること。	○ 国道 9 号の西京区千代原口地区（千代原口交差点の立体化），右京区葛野地区において，国土交通省が京都西立体交差事業を実施しています。 ○ 西京区の千代原口地区については，平成 2 5 年 2 月 2 3 日に地下トンネルが開通し，現在，側道において，電線共同溝及び歩道の工事が進められています。 ○ 右京区の葛野地区については，千代原口地区や京都第二外環状道路（平成 2 5 年 4 月 2 1 日開通）の完成による交通の変動等を踏まえ，事業を推進していくと聞いております。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 0 7
要 望 内 容	回 答		
3 0 7 北泉通の拡幅と高野川架橋計画を中止すること	○ 都市計画道路北泉通については、左京区総合庁舎への高野川東側からのアクセスを飛躍的に向上させるものであり、重要な事業であると考えております。また、地域住民から、早期完成を求める強い要望をいただいております。平成 2 7 年度は、早期完成を目指し、引き続き、用地買収に取り組んでまいります。 (平成 2 7 年度予算額) ・北泉通 1 2 7, 6 0 0 千円 (経過・これまでの取組等) 平成 2 0 ～ 2 2 年度 街路基本調査を実施 平成 2 3 ～ 2 4 年度 都市計画変更手続きを実施 平成 2 4 年度 事業認可取得, 用地測量 平成 2 5 年度 物件調査, 詳細設計 平成 2 6 年度 物件調査, 用地買収, 詳細設計		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 0 8
要 望 内 容	回 答		
3 0 8 通学路や生活道路について、警察や学校等の関係機関と連携し、ゾーン対策、コミュニティー道路化など安全対策・整備をすすめること。土木事務所の予算を増額すること。	○ 本市では、平成 2 4 年 4 月に東山区大和大路通及び亀岡市篠町で相次いで発生した交通事故を受け、市内の全小学校を対象に実施した緊急総点検の結果を基に、要対策箇所を洗い出し、ポストコーンの設置、学校周辺の路側部のカラー化などの対策に取り組み、平成 2 5 年 5 月に完了しました。また、指定した区域で制限速度を 3 0 キロに定める「ゾーン 3 0」について、平成 2 5 年度から朱一学区（中京区）において実施しております。 今後とも、通学路の安全対策の取組により得た知見をいかし、引き続き、区役所、教育委員会、警察との緊密な連携の下、通学路を含む生活道路について安全対策に取り組むとともに、警察が進めるゾーン対策の他の学区への拡大についても、連携して進めてまいります。また、土木事務所の予算については、引き続き、必要な予算の確保に努めてまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・土木事務所等運営 1 5 7 , 1 1 7 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 0 9
要 望 内 容	回 答		
3 0 9 里道については，住民要望に基づき舗装整備を行うこと。	○ 里道については，厳しい財政状況の中，現状のまま維持管理することを基本としており，道路改良を行うことは困難ですが，市民からの御要望や現地の状況等を踏まえ，適切な維持管理に努めてまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 1 0
要 望 内 容	回 答		
3 1 0 私道の舗装整備助成について、L型側溝単独でも使えるよう柔軟に対応すること。	○ 私道については、一般交通の用に供されている場合には、公道と同様、重要な機能を有していることから、地元が実施される舗装工事を支援（補助）しており、平成 2 2 年度から舗装工事に付帯する排水施設の改修を助成対象に拡大するとともに、補助率の引上げ（助成率 5 0 %→7 5 %）を行ってまいりました。 今後も、予算の確保に努めるとともに、市民の皆様の御要望内容を踏まえ、対象の拡大について、引き続き検討を進めてまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・私道整備助成金 1 3，0 0 0 千円		

平成２７年度予算要望に対する回答		NO.	311
要 望 内 容	回 答		
311 自転車駐輪場の整備をさらに促進すること。路上駐輪場を積極的に設置すること。バイク・自動二輪置場の確保に努めること。	○ 本市では、積極的に自転車等駐車場の整備を進めるとともに、民間自転車等駐車場の整備費用の一部を助成する「京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度」、道路占用制度を活用した路上駐輪場の整備により、民間事業者の自転車等駐車場整備の促進を図っております。 平成２６年度は助成制度を活用し、バイクを含めた駐輪場が２箇所（バイク３１台分）整備されており、引き続き民間事業者の力を活用して、バイク駐車スペースを確保してまいります。 また、平成２７年４月から、御池地下駐車場へのバイク受入を開始するとともに、公募事業者により、桂川駅西口バイク駐車場の供用を開始する予定です。 ○ また、自動二輪車の駐車対策として、原付を受け入れていた市営自転車等駐車場１９施設のうち、施設改修が不要な１１施設において、平成２６年４月から自動二輪（１２５ＣＣ以下）を原付と同料金で受け入れております。 ○ さらに、自動二輪車の駐車場を確保するため、一定規模以上かつ特定の建築物に駐車場の設置を義務付けるとともに、必要となる自動二輪車の駐車場の台数に応じた自動車の駐車場の台数を減らすことができる制度を新たに導入することを目的として、平成２６年３月に京都市駐車場条例を改正し、同年１０月から全面施行しました。 ○ 今後も、各地域の放置自転車の状況、駐輪需要を踏まえ、必要な駐輪・駐車スペースの確保に努めてまいります。 （平成２７年度予算額） ・京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度 ２８，０００千円 （経過・これまでの取組等） 平成２１年度 京都市民間自転車等駐車場整備助成金制度の運用開始 （次ページに続く）		

平成 2 7 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	3 1 1
要 望 内 容	回 答		
	平成 2 2 年度 御池通まちかど駐輪場の整備 平成 2 3 年度 二条駅まちかど駐輪場の整備 平成 2 3 年度 四条大宮まちかど駐輪場の整備 平成 2 4 年度 烏丸今出川路上駐輪場の整備 平成 2 5 年 5 月 付置義務駐車場の弾力的な活用による自動二輪車駐車場確保に関する検討業務委託契約 6 月～ 自動二輪車利用者へのアンケート調査及び駐車場管理者への聞き取り調査 1 1 月 京都市駐車場条例の改正案に関するパブリックコメントの実施 平成 2 6 年 3 月 京都市駐車場条例の改正・一部施行 平成 2 6 年度 市営自転車等駐車場（1 1 施設）において，自動二輪車（1 2 5 C C 以下）の受け入れ開始 出町柳まちかど駐輪場の整備 七之舟入自転車駐車場の整備 四条大宮まちかど駐輪場（増設）の整備 京都市京都駅八条口自転車駐車場の整備 平成 2 6 年 1 0 月 京都市駐車場条例の全面施行 ＜バイク受入れ状況＞ ・原動機付自転車（排気量 5 0 c c 以下）を受け入れている市営有料駐輪場 1 8 施設 2, 2 2 0 台分 ・バイク（原動機付自転車及び自動二輪車）を受け入れている市営有料駐車場 7 施設 3 5 6 台分		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 1 2
要 望 内 容	回 答		
3 1 2 自転車専用レーンを拡充し，違法駐輪対策の強化や自転車道のネットワークを広げるなど，自転車走行環境の改善に努めること。	○ 自転車通行環境の整備については，平成 2 4 年 3 月に自転車通行環境整備の基本方針と整備手法を定めた「自転車通行環境整備プログラム（整備方針）」（案）を取りまとめ，その後，このプログラムに基づき，地元関係者等の意見を十分聞きながら，連続性のある自転車通行環境ネットワークの整備を進めております。 ○ 整備手法として，自転車専用レーンのほか，自転車道，自転車歩行者道内の自転車通行部分の明示などがあり，地域の課題やニーズ，交通状況等を踏まえて選定し，整備しております。 ○ これまでに，御池通（御池大橋～堀川通），七条通（大宮通～千本通），西洞院通（東寺道～九条通）及び新町通（七条通～塩小路通）において自転車専用レーン等を整備しました。平成 2 7 年度は，七条通（千本通～西大路通）の自転車通行環境整備の設計を行います。 ○ 今後，「改訂京都市自転車総合計画」見直しにより，走行環境のガイドラインを策定し，幹線道路と細街路を含めた面的なネットワーク化を図ってまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・自転車通行環境整備事業（七条通） 1 9，3 0 0 千円（設計委託）【充実】 （経過・これまでの取組等） 平成 2 1 年度 自転車通行環境整備に係る現状調査 平成 2 2 年度 自転車通行環境整備に係る実証実験（御池通） 平成 2 3 年度 自転車通行環境整備プログラム（整備方針）（案）取りまとめ 平成 2 4 年度 自転車通行環境整備工事（烏丸通）（丸太町通～御池通） 平成 2 5 ～ 2 6 年度 自転車通行環境整備工事（御池通）（御池大橋～堀川通） 自転車通行環境整備工事（七条通）（大宮通～千本通） 平成 2 6 年度 自転車通行環境整備工事（新町通ほか）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 1 3
要 望 内 容	回 答		
十一 公正・公開・市民参加の市政運営を 3 1 3 職員不祥事について，個人の問題に矮小化せず，組織的な総括を行うこと。	○ 職員の不祥事については，個人の問題としてのみ捉えるのではなく，組織として「これまで成果を上げてきた取組が形骸化していないか」，「職場の隅々にまで緊張感が行き渡っているか」という視点の下，監察監及び統括監察員を先頭に庁内の監察や研修の強化等に取り組んでおり，今後とも服務規律の遵守や適正な業務執行を徹底し，緊張感，危機感の共有を図ってまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・職員の服務に関する事務 2，9 9 0 千円 （経過・これまでの取組等） 平成 2 5 年 9 月 「監察監」及び「統括監察員」の新設をはじめ服務及び業務監察体制を強化し，概ね 1 年間での全職場に対する監察を開始 （平成 2 6 年 9 月に，全職場への監察を完了） 平成 2 6 年 4 月 「全庁“きょうかん”推進本部会議」を開催し，市長から全任命権の局長級職員に対し，「職員一人一人に，市民から負託を受けた京都市職員として，高い規範意識，職業倫理を保持させ，なおかつ創造的な仕事をしていくこと」等について再徹底するよう指示 （監察監，全任命権の統括監察員及び監察主幹による「全庁“きょうかん”推進部会」を適時開催） 平成 2 6 年 8 月 コンプライアンス推進月間 （実施期間：平成 2 6 年 8 月 1 日から同年 9 月 3 0 日まで） ① 所属長による職場管理に関する点検（チェックシート） ② 各職員による日常業務に関する点検（チェックシート） ③ 職場ミーティング（事務処理誤りや飲酒に係る公務外非行をなくすための意見交換，②の結果に関する検討等） ④ コンプライアンス及び情報セキュリティ等に関する研修 ⑤ 局区等における独自取組		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 1 4
要 望 内 容	回 答		
3 1 4 ベネッセ個人情報流出事件をうけ、個人情報保護の観点から、行政業務の見直しを行うこと。情報化推進にあたっては、外部への委託に頼らず、本市において技術者を養成すること。	○ 個人情報の保護については、個人情報保護条例に基づき、従前から、その適正な取扱いについて周知、徹底し、厳格な運用を図るとともに、事務の委託に当たっても個人情報の保護を図るよう求めてまいりました。 ○ また、I T分野は技術革新が目覚ましく、日々進化している中で、本市の情報化を効果的かつ効率的に推進していくため、職員のI Tに関する専門知識と委託先を管理・監督する能力を備えるための人材育成に努めるとともに、民間事業者の有する専門知識を積極的に活用するため、専門的な業務の一部を外部に委託してまいりました。 ○ 引き続き、個人情報保護の徹底を図るとともに、情報化の更なる推進のため、民間事業者の活用、職員の人材育成に努めてまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 1 5
要 望 内 容	回 答		
3 1 5 指定管理者制度の適用を行わないこと。現在、同制度によって運用している事業については、公共性・安全性の確保，労働法遵守など行政水準の後退をまねかないよう予算措置を含め，公的責任を果たすこと。	○ 指定管理者制度の導入に当たっては，「最も効率的な方法によって高品質で満足度の高い市民サービスを安定的に供給する」という市政の基本的な目的に照らして，単に経済性や効率性のみならず，市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行うこととしております。今後とも，指定管理者制度の対象となる施設については，積極的に同制度の導入に向けた検討を行ってまいります。 なお，同制度導入済みの施設については，「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」に沿って適切に運用すること等により，公的責任を果たしているものと考えます。 （経過・これまでの取組等） 「京都市公の施設の指定管理者制度運用基本指針」において，次のように定めています。 ・制度の運用に当たっては，経済性や効率性のみならず，市民サービスの向上や行政責任の確保など多角的な観点から検討を行う。 ・指定管理者の選定に当たっては，施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと等の基準に沿って審査する。 ・指定管理者からの定期的な報告の聴取，運営改善の指導など，常に適正な管理運営を図るための点検，指導を行う。 ・施設の管理運営に関し，法令違反となる行為があったときには，指定管理者は速やかに所管局等の長へ報告を行う。 ・過去 2 年間の重大な事故及び不祥事の有無や対応等のコンプライアンスの取組を審査項目としている。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 1 6
要 望 内 容	回 答		
3 1 6 技能労務職員の 5 0 %削減，およびごみ収集業務の 7 0 %民間委託化方針を撤回し，直営を堅持すること。	○ 環境政策局の技能労務職員やごみ収集業務については，これまでから，「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」に「技能労務職員の 5 0 %削減の段階的实施」及び「ごみ収集業務の 5 0 %委託化の計画的実施」を掲げ，取組を進めてきたところです。 ○ ごみ収集業務については，学識経験者等による「ごみ収集業務の在り方検討会議」における意見や市民意見，市会での議論を踏まえ，平成 2 6 年 9 月に「ごみ収集処理業務の更なる改革策」を策定しました。「技能労務職員の 5 0 %削減の段階的实施」及び「ごみ収集業務の 5 0 %委託化の計画的実施」については達成する見込みであり，今後は，改革策に基づき，ごみ収集業務の 7 0 %民間委託化をはじめ，徹底した行財政改革に取り組みながら，燃やすごみの完全午前収集など，市民サービスの向上や一層のごみ減量，リサイクルを推進してまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 1 7
要 望 内 容	回 答		
3 1 7 債権管理条例（仮称）の制定を行わないこと。	○ 債権管理条例については、債権管理の適正化及び債権回収を本市全体としてより一層推進していくために、検討を行っているところです。 今後、「京都市債権管理及び回収に関する基本指針」（平成 2 4 年 7 月策定）の取組状況や他都市の条例の運用状況等を踏まえ、更に検討を進めてまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 1 8
要 望 内 容	回 答		
3 1 8 「資産有効活用」の名による市保有地の民間への売却はやめ、住民の声を聞き、住民のために活用すること。	○ 市有地の有効活用に当たっては、平成 2 4 年 6 月に策定した「京都市資産有効活用基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき取組を推進しているところで す。 「基本方針」においては、市が主体となる事業のほか、貸付・売却により、他の公的機関や民間を主体とする事業を含めて検討し、公共性・公益性を重視した政策的な活用を図るとともに、十分な活用が見込めない市有地については、財源確保という観点からも、積極的に売却を進め、社会全体で有効に活用することとしています。 今後も、この「基本方針」の考え方を市民の皆様に丁寧に説明していきながら、市有地の有効活用を積極的に進めてまいります。		

平成 2 7 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	3 1 9
要 望 内 容	回 答		
3 1 9 全国でも本市でも急増する「防犯カメラ」については、厳密な運用・設置基準を設け、データの流出、プライバシーの侵害がおきないようにすること。 ・管理者に対して、プライバシー権，肖像権などの，知識・認識を正しく得られるよう，周知徹底の機会を十分に設けること ・設置場所において，録画の有無，録画の目的，設置者，連絡先を明示させること。	○ 本市では，平成 2 4 年度から自治連合会，町内会などの地域団体に対し，街頭防犯カメラの導入経費の一部を補助する「街頭防犯カメラ設置促進補助事業」を実施しています。 ○ 補助に当たっては，個別に，各団体に対し，防犯カメラの適正管理，画像の利用，提供の制限，管理・運用規程の策定，設置場所における名称・連絡先の明示等を定めた「京都府防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」に基づく運用を求めるなど，丁寧な指導に努めております。 ○ 今後も引き続き，街頭防犯カメラの設置者や管理者に対し，ガイドラインに沿った適正な管理・運用を実施するよう周知徹底を図り，「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」の取組の中で，防犯カメラ設置促進補助事業を継続・充実させてまいります。 （平成 2 6 年度 2 月補正予算額） ・世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動 8 4，0 0 0 千円【新規】 （経過・これまでの取組等） 平成 2 4 年 2 月 街頭防犯カメラ設置促進モデル事業補助を実施（4 学区に補助） 7 月 街頭防犯カメラ設置促進補助事業の創設 平成 2 6 年 7 月 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」協定締結		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 2 0
要 望 内 容	回 答		
3 2 0 同和をはじめとした団体や個人への特別扱いを一切やめること。一般行政に徹すること。	○ 同和行政については、総点検委員会の報告を踏まえ、自立促進援助金制度の廃止やコミュニティセンター施設の転用など、あらゆる特別扱いを排して、改革を推進してきました。 ○ 今後についても、市民の理解と共感を得て、全ての人の人権が尊重される社会の構築に向け、取組を推進してまいります。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 2 1
要 望 内 容	回 答		
3 2 1 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は直ちに廃止すること。	○ 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」は、「同和問題に係わる差別事象の処理に関する要綱」の廃止の経過を踏まえ、局区等が人権課題全般にわたって適切な対応を図るうえで基本的な考え方を示すものとして必要なものと考えております。 (経過・これまでの取組等) 平成 2 2 年 3 月 「同和問題に係わる差別事象の処理に関する要綱」の廃止 5 月 「差別事象に係る対応についてのガイドライン」の制定		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 2 2
要 望 内 容	回 答		
3 2 2 行政の主導による市民と市職員・企業への「人権啓発」や研修の押しつけと参加の強要はやめること。	○ 様々な人権問題の解決のためには、市民及び企業等社会を構成する一人一人が自ら人権問題について気付き、考え、行動することによって、人権尊重の気風を醸成することがより重要となります。 こうした理念の下、市民及び企業等が人権について自発的に学習する機会の提供や、自主的な活動への支援などに努めてまいります。 (平成 2 7 年度予算額) ・人権文化推進計画の推進（市民啓発事業） 4 0 , 5 0 6 千円 ・人権文化推進計画の推進（企業啓発事業） 3 , 9 7 0 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 2 3
要 望 内 容	回 答		
3 2 3 消費者行政の推進にあたっては、以下の点に取り組むこと。 ・市消費者教育推進計画の策定にあたっては、関係者や市民の意見が反映されたものにすること。 ・消費生活センターの相談件数に見合う相談体制を強化すること。相談員の処遇を改善すること。ワンストップの対応ができるようにすること。	○ 「消費者教育推進計画（仮称）」の策定に当たりましては、京都市消費生活審議会での御意見や、現在実施中のパブリックコメントでの市民の御意見を適切に反映してまいります。 ○ 消費生活総合センターにおける相談体制については、平成 2 3 年度に相談員を 1 名増員し、相談時間の延長等を図るなど、市民の相談機会の拡充を実施してまいりました。 相談員の処遇については、複雑・高度化する相談内容に適切に対応できるよう、研修への参加を積極的に行い、資質向上を図るなど、引き続き、相談員への支援強化に努めてまいります。 また、消費生活総合センターでは、消費生活相談のほか、無料法律相談、交通事故相談等、様々な相談事業を実施しております。今後も、それぞれの相談事業で連携を図りながら、より多くの相談にワンストップで対応できるよう努めてまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・消費者相談 5, 9 9 8 千円 ・多重債務相談 6 5 0 千円 ・相談事業 3 2, 9 9 5 千円 ・消費者啓発 4, 7 7 6 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 2 4
要 望 内 容	回 答		
3 2 4 高齢者の消費者被害を未然に防止するために啓発や見守り活動等の対策を強化すること。	○ 高齢者からの相談を受けるに当たっては、判断能力の低下等により、自主交渉が困難な場合が多いことから、事業者とのあっせん交渉を積極的に行うなど、特にきめ細やかに対応して問題解決を図っております。 ○ 一方、高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、広報物を活用した啓発や講座・教室等を開催するなど、高齢者自身あるいは高齢者を見守る立場にある方への啓発を積極的に行うことにより、消費者被害の未然防止に努めております。 ○ 今後も引き続き、新たな手口にも十分注意しながら、高齢者への啓発を強化していくとともに、市民ボランティアや関係機関・関係団体と連携し、消費者被害に関する注意喚起等の情報が行き渡るよう、努めてまいります。 (平成 2 7 年 度 予 算 額) ・消費者相談 5, 9 9 8 千円 ・消費者啓発 4, 7 7 6 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 2 5
要 望 内 容	回 答		
3 2 5 多重債務問題に対する情報提供・相談体制を充実すること。そのための庁内関係部署との連携を強め解決を図ること。	○ 本市においては、これまでから、多重債務専用ダイヤルの開設等により多重債務相談体制の強化を図るとともに、弁護士会への委託による多重債務特別相談窓口の開設等の取組を進めることにより、相談機会の拡充を図ってまいりました。 ○ 近年、多重債務相談については、貸金業法の改正における過剰貸付を抑制するための総量規制の導入や多重債務問題に対する本市における取組などにより、状況に一定の改善が見られ、平成 2 5 年度の本市における相談件数は、平成 2 4 年度の 6 割程度となっており、年々減少しております。 ○ しかしながら、依然として多重債務問題でお困りの消費者がおられることから、このような方々への対処は重要です。 今後も、相談に応じられる専門体制を継続させていくとともに、庁内関係部署とも連携し、相談窓口の周知をはじめ、契約時の注意点などについての消費者教育に取り組んでまいります。 (平成 2 7 年度予算額) ・多重債務相談 6 5 0 千円 (経過・これまでの取組等) 平成 1 9 年 1 0 月 庁内に「多重債務問題対策専門委員会」を設置 「京都府多重債務問題関係機関対策協議会」に参画 1 2 月 多重債務相談専用ダイヤル（2 5 6 － 3 1 6 0）を開設 平成 2 0 年 4 月 京都弁護士会への委託により多重債務特別相談窓口を開設 平成 2 2 年 6 月 改正貸金業法の完全施行日に合わせ、府内各地で弁護士や司法書士による多重債務法律相談会を実施 9 月 多重債務特別相談とこころの健康相談を同一会場で実施（第 2 ・第 4 水曜日） 平成 2 3 年 5 月 多重債務相談専用ダイヤル（2 5 6 － 3 1 6 0）の相談受付時間を延長		

平成 2 7 年度 予算要望に対する回答		NO.	3 2 6
要 望 内 容	回 答		
3 2 6 「きょうと男女共同参画推進プラン」については、以下の取り組みを強化すること。 ・女性の働く権利を守り、働きやすい環境を整備すること。 ・広範な女性団体や市民の意見を反映させること。 ・市職員の管理職、審議会委員の女性の登用率を高めること	○ 平成 2 3 年 3 月に策定した「第 4 次男女共同参画計画きょうと男女共同参画推進プラン」に基づき、引き続き、働く男女が性別による不利益な取扱いを受けることなく、共に能力を発揮して、安心して働き続けられる環境づくりに取り組んでまいります。 ○ 平成 2 4 年 3 月に策定した「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に基づき、平成 2 4 年度からは、京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金制度による中小企業への支援や、「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に意欲的に取り組む企業への表彰を実施しています。そのほかにも、職場における男女共同参画の取組を促進するために専門家を派遣する、きょうと男女共同参画推進アドバイザー派遣事業など、職場環境の整備に向けた取組を進めています。 ○ 「第 4 次男女共同参画計画きょうと男女共同参画推進プラン」の策定に際しては、素案の段階で、広く市民・関係団体に意見募集を行い、その内容を同プランに反映しております。また、平成 2 7 年度に予定しております同計画の中間見直しにおいても、広く市民や女性団体等からの意見を募集し、反映に努めてまいります。 ○ 女性職員の登用については、平成 2 6 年 4 月 1 日時点の係長級以上の職員全体に占める女性の割合が 2 0 . 9 % となり、平成 2 1 年 3 月に策定した「人材活性化プラン」に掲げた目標値 2 0 % を達成しました。また、平成 2 5 年 3 月に策定した「職員力・組織力向上プラン」において「管理職への積極的な女性の登用」を掲げており、平成 2 6 年 4 月の定期異動では、局のトップ（産業観光局長）に初めて女性職員を起用したほか、管理職（課長級以上）に占める女性の比率が 1 5 . 7 %、事務職における女性の部長級昇任者が 5 名と、いずれも過去最高の実績となっております。 今後も引き続き、女性の持てる能力をより一層引き出し、市政の隅々にまで女性の視点が行きわたるよう、積極的に取組を進めてまいります。 （次ページに続く）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 2 6						
要 望 内 容	回 答								
	○ 審議会委員の女性の登用については、「第4次京都市男女共同参画推進計画」において、「女性委員の登用率が35%を超える審議会の割合を50%以上にする」という目標を掲げ、女性委員の登用に努めています。 今後、本市における意思決定の場への男女の均等な参加の促進が図れるよう、女性委員のいない附属機関等の解消や女性委員の登用率向上に取り組んでまいります。 (経過・これまでの取組等) <table><tr><td>平成26年3月31日現在</td><td>女性委員の登用率が35%を超える審議会の割合</td><td>48.9%</td></tr><tr><td>4月 1日現在</td><td>女性役付職員の比率</td><td>20.9%</td></tr></table>			平成26年3月31日現在	女性委員の登用率が35%を超える審議会の割合	48.9%	4月 1日現在	女性役付職員の比率	20.9%
平成26年3月31日現在	女性委員の登用率が35%を超える審議会の割合	48.9%							
4月 1日現在	女性役付職員の比率	20.9%							

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 2 7
要 望 内 容	回 答		
3 2 7 所得税法 5 6 条の廃止を国に求めること。	○ 所得税法第 5 6 条において、家族従事者の給料収入は必要経費として認められていませんが、例外として、同法第 5 7 条において、青色申告を行った場合は必要経費に算入することが認められています。青色申告を行うことにより、正確な記帳、記録に基づく家計と事業の分離が確保され、事業経営に資するものと考えています。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 2 8
要 望 内 容	回 答		
3 2 8 D V 相 談 支 援 セ ン タ ー の 相 談 の 増 加 に み あ う 体 制 や 支 援 の 拡 充 を 行 う こ と 。 民 間 シ ェ ル タ ー へ の 補 助 の 拡 充 ， 公 的 シ ェ ル タ ー の 設 置 な ど を 行 う こ と 。 被 害 者 の 自 立 へ 継 続 的 支 援 を 行 う こ と 。	○ 京都市DV相談支援センターにおいては、平成24年度に非常勤嘱託員を1名増員し、相談体制の充実を図りました。今後も相談件数の増加等の推移を見ながら、必要に応じて、体制や支援の拡充について適切に対応してまいります。 ○ 民間シェルターへの補助の拡充につきましては、平成23年度に民間シェルターへの家賃補助を2室から3室に拡充し、緊急時の安全確保に係る援助制度を新設したことに加え、平成24年度からは、警察や一時保護機能を持つ京都府家庭支援総合センター等との会議を定例化するなど、連携強化に取り組んでまいりました。今後も、引き続き適切な安全確保の実施に努めてまいります。 ○ 被害者の自立へ向けた継続的支援につきましては、京都市DV相談支援センターにおいて、初期の相談から行政手続等への同行支援や、平成24年度に開始したDV被害者の居場所づくり事業などの自立生活に向けた支援まで、被害者に寄り添った継続的な支援に重点的に取り組んでおり、今後も引き続き実施してまいります。 (平成27年度予算額) ・DV相談支援センターの運営及びDV被害者支援事業 54,261千円 (経過・これまでの取組等) 平成17年 4月 京都市民間緊急一時保護施設（民間シェルター）補助金の支給シェルターを運営する民間団体に対し、家賃に要する費用を助成 平成23年10月 京都市DV相談支援センター開所 京都市配偶者等からの暴力被害者緊急一時避難支援事業※の開始 ※ DV被害者の緊急時における安全の確保を行った場合に、シェルター等を運営する団体に対し、生活諸費相当額を支給 平成24年 4月 DV相談支援センターの非常勤嘱託職員を1名増員 平成25年 4月 男性のためのDV電話相談窓口を開設		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 2 9
要 望 内 容	回 答		
3 2 9 外国籍市民の地方参政権をただちに実現するよう国に強く求めること。	○ 本市は、多文化共生社会の実現を目指しており、外国籍市民の市政参加は重要な課題と考えていますが、永住外国人への地方参政権付与については、国において判断されるべきものと考えております。		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 3 0
要 望 内 容	回 答		
3 3 0 京都市過疎地域自立促進計画は、住民本位で策定すること。	○ 京北地域については、合併から 1 0 年を一つの契機として、今後の京北地域について全庁挙げて改めて調査、検討及び企画し、新たな発想やアイデアを盛り込んだ活性化のビジョンを策定するため、庁内に「京北地域活性化企画本部」を設置し、検討等を行っております。 ○ 活性化のビジョンについては、単に京北地域の過疎化を食い止めることのみならず、京北地域を核とした北部山間地域全体の活性化に資することを目指すとともに、定住促進に向けて、子育て・教育環境、雇用、住まいの 3 本柱に力点を置いて検討等を行っております。 ○ また、検討に当たっては、本市の厳しい財政状況を踏まえると同時に、外部有識者の発想・アイデアの取込みを行う「京北未来創造研究会」を適宜開催するほか、京北地域の多様な住民の方々、例えば京北地域の 6 支部の住民をはじめ、京北地域の活性化のために地域の方がボランティアで営業部長をしていただいている K K B 4 8、消防団員などによるワークショップや「京北まちづくりカフェ」を実施し、地域ニーズを徹底して汲み上げ、当該取組を通じて地域の気運の盛り上げを図ってまいります。 ○ さらに、このビジョンを踏まえ、平成 2 7 年度には、新たな京都市過疎地域自立促進計画（案）を作成し、パブリックコメントを経て、地元住民の意向も踏まえた実効性のある計画として策定する予定です。 （平成 2 6 年度 2 月補正予算額） ・京北地域活性化のビジョンの推進 1 0，0 0 0 千円【新規】		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 3 1
要 望 内 容	回 答		
3 3 1 意見表明権など子どもの権利や発達を保障する「子どもの権利条例（仮称）」を制定すること。国連子どもの権利条約の視点ですべての行政施策の点検を行うこと。	○ 子どもの権利条約では、公的・私的を問わず、児童に関する全ての措置をとるに当たっては、子どもの最善の利益が主として考慮されることを求めています。 ○ 本市におきましては、こうした条約の考え方も踏まえ、子どもの最善の利益の観点から、子どもたちのために、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として「子どもを共に育む京都市民憲章」を制定するとともに、平成 2 3 年 4 月には、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を制定し、憲章の理念が浸透し、家庭、地域、学校、企業等、社会のあらゆる場で実践行動が広がるよう、取組を進めているところです。 ○ また、本市の子育て支援の新たな総合計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」（計画期間：平成 2 7 年度から平成 3 1 年度まで）の策定に当たっても、はぐくみ憲章の理念の下、「子どもを社会の宝として、子どもの最善の利益を追求するまち」を「目指すまちのすがた」の一つ掲げ、子ども・子育て支援に関するあらゆる施策に欠かすことのできない共通の視点として、検討を行ったところです。 ○ 今後においても、「京都市子ども・子育て会議」において、「京都市未来こどもはぐくみプラン」の取組状況の評価・点検を行い、プランに掲げる施策を推進してまいります。 （平成 2 7 年度予算額） ・子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例の推進 6, 0 0 0 千円		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 3 2
要 望 内 容	回 答		
3 3 2 被爆者援護と平和行政の具体化と推進を図ること。 ・ 広島，長崎への修学旅行の実施や被爆体験を聞くことなど，平和の学習を強めること。 ・ 高齢化が進む被爆者に対する実態調査を行い，被爆者援護施策を強化すること。 ・ 被爆 2 世，3 世の医療費補助を創設すること。 ・ 国に対して，原爆症認定訴訟判決をふまえて，原爆症認定基準を早急に見直すよう強く求めること。 ・ 平和首長会議がすすめる「2 0 2 0 ビジョン」の早期達成，核兵器禁止条約の交渉開始を他の自治体と協力して日本政府を始め各国政府に働きかけること。原爆展の毎年開催など独自の取り組みを行うこと。市民が取り組む原爆展を積極的に後援し，公共施設を使えるようにすること。	○ 本市立学校においては，学習指導要領を踏まえ，社会科，道徳の時間等を通じた教育活動をはじめ，広島・長崎・沖縄などへの修学旅行においても被爆体験も含む戦争体験講話の聴講や，京都市図書館での平和関連図書コーナーの設置など，これまでから平和学習に取り組んでおり，今後も同様の取組の充実に努めてまいります。 ○ 被爆者に対する実態調査については，各保健センターで実施している健康診断等により被爆者の方々の健康状態については一定把握していますが，今後とも被爆者の方々の健康状態の把握に努めてまいります。 ○ 被爆者の援護施策については，国の責務であり，都道府県が行うべき業務となっており，被爆者の子や孫である被爆 2 世，3 世への援護についても国において検討されるべきものと考えております。 ○ 原爆症認定基準の見直しについては，現在，被爆者や専門家で組織される厚生労働省の検討会により，議論が行われているところです。本市としては，今後とも国の動きを注視してまいります。 ○ 本市においては，2 0 2 0 年までの核兵器廃絶の実現に向けた「ヒロシマ・ナガサキ議定書」に賛同する旨の国際署名や，「北東アジア非核兵器地帯化を支持する声明」に賛同する旨の国際署名を行うなど，平和首長会議と共に，核廃絶を求める声を国際社会に伝えるための取組を行ってきたところです。 ○ また，本市独自に，「平和祈念事業」や平和首長会議が作成した「ヒロシマ・ナガサキ被爆の実相等に関するポスター展」の開催など，平和に関する様々な取組を実施してきたところであり，今後とも取組を進めてまいります。 （次ページに続く）		

平成 2 7 年 度 予 算 要 望 に 対 す る 回 答		NO.	3 3 2
要 望 内 容	回 答		
・ 本市の被爆者団体への補助金をただちに元に戻すこと。語り部や相談活動への支援などを拡充すること。	○ 被爆者団体への被爆者援護事業補助金については、語り部や相談活動等の各種事業を援助する目的で交付しておりますが、この補助金の削減については、平成 1 0 年からの市政改革行動計画における全市的な補助金の見直しを踏まえたものであり、本市の厳しい財政状況から、回復又は拡充することは極めて困難です。 (平成 2 7 年度予算額) ・ 被爆者援護事業補助金 4 0 0 千円		